

総 説

1 学習指導要領改訂の背景

子どもたちに、情報化やグローバル化など急激な社会変化の中でも、未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現する。

社会に開かれた教育課程の実現

- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む。
- 学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、枠組みを改善する。

「次世代の学校・地域」創生プランとの連携

「次世代の学校・地域」創生プラン

平成27年度12月にとりまとめられた中央教育審議会の次の3つの答申の具体化を推進するために策定された。

- ・チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について
- ・新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について
- ・これからの学校教育を担う教員の資質能力について～学び合い、高め合う教員養成のコミュニティの構築に向けて～

中央教育審議会答申 平成27年12月

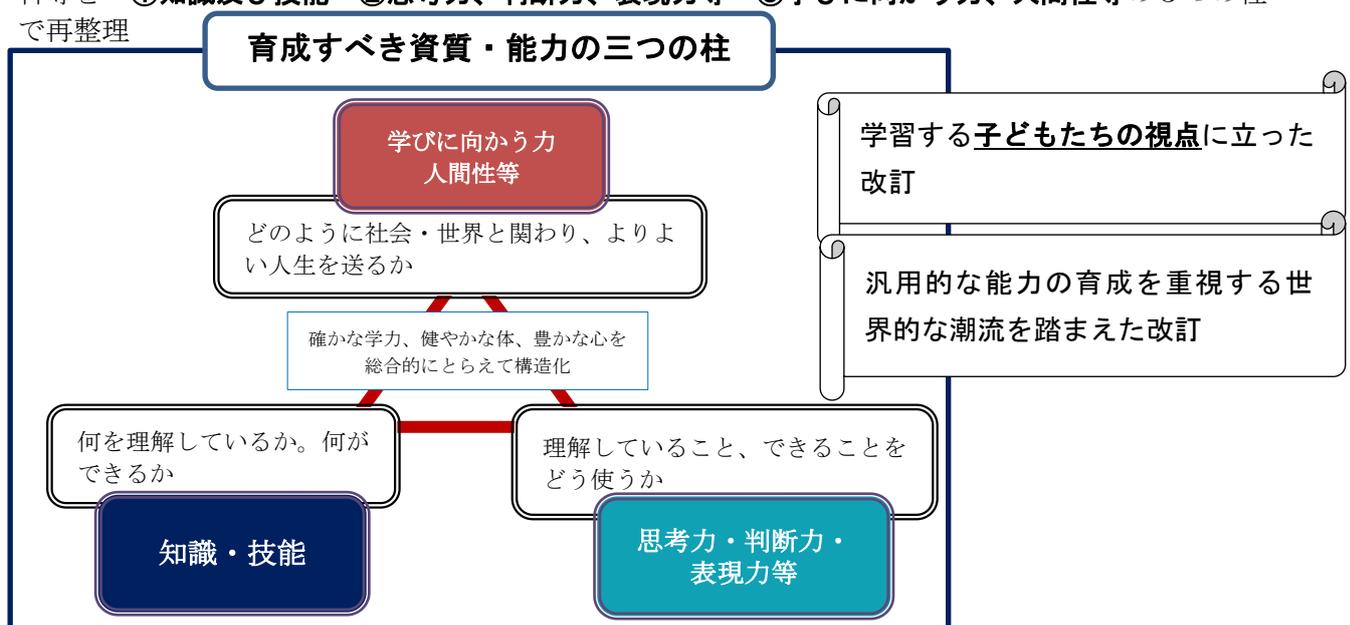
2 学習指導要領改訂の基本方針

(1) 基本的な考え方

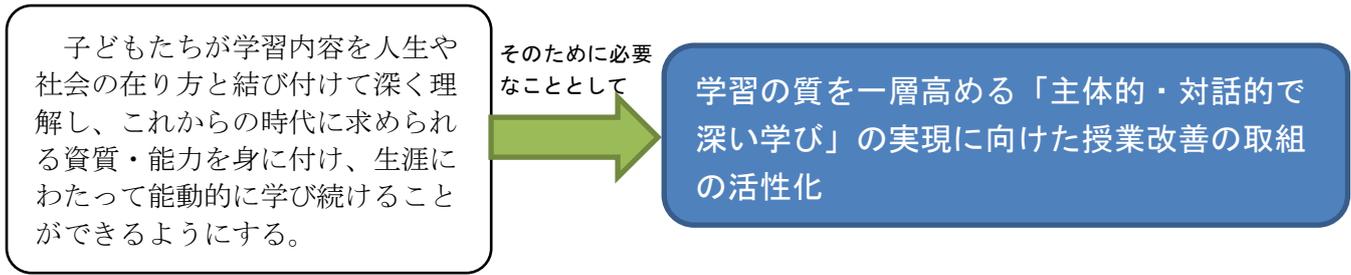
- ア これまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成する。
- イ 平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。
- ウ 道徳教育の充実や体験活動を重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

(2) 育成を目指す資質・能力（「何ができるようになるのか」）の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科等を ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理



(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進



(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することが必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが必要。

(5) 教育内容の改善事項

- 言語能力の確実な育成 ○理数教育の充実 ○伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○外国語教育の充実
- その他の重要事項
 - ・幼稚園教育要領 ・初等中等教育の一貫した学びの充実 ・主権者教育 ・消費者教育
 - ・安全・防災教育などの充実 ・情報活用能力 ・**子どもたちの発達の支援**

子どもたちの発達の支援

- 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について小学校段階から明記 ○特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成 ○各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫 ○日本語の習得に困難のある児童・生徒や不登校の児童・生徒への教育課程
- 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程についての規定

3 授業時数等教育課程の基本的枠組み（学校教育法施行規則 第51条関係別表第1）

区分	各教科等の授業時数														特別活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	特別の道徳	外国語活動	総合的な学習の時間			
第1学年	306		136		102	68	68		102		34			34	850	
第2学年	315		175		105	70	70		105		35			35	910	
第3学年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980	
第4学年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015	
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	35	1015	
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015	

(備考)

- 1 この表の授業時間数の1単位時間は45分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。
- 3 第50条第2項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2から別表第2の3まで及び別表第4の場合においても同様とする。）

第1章 総則

1 改訂のポイント

今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から

カリキュラム・マネジメント
の充実

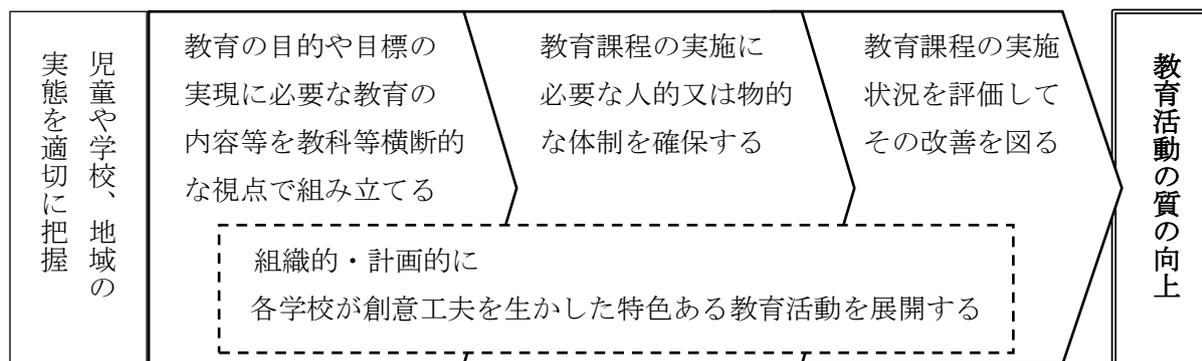
主体的・対話的で深い学び
の実現に向けた授業改善

児童の発達の支援、家庭や
地域との連携・協働を重視

2 教育課程編成上の留意点

「第1章 総則」は、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの流れにそって構成

□学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立



何ができるようになるか

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

○資質・能力

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」の育成を実現

三つの柱

知識及び技能
の習得

思考力、判断力、表現力等
の育成

学びに向かう力、人間性等
の涵養

何を学ぶか

第2 教育課程の編成

各学校においては、教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努める。

○子どもたちに必要な資質・能力の育成

- ・各教科等の学習の充実
- ・教科等横断的な視点で教育課程を編成

学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（主権者教育、食育、防災教育等）

□学習の成果が円滑に接続され、資質・能力を高めていくために

幼小の接続

義務教育段階を通じた小中の接続

高校及びその後の教育との接続

どのように学ぶか

何が身についたか

第3 教育課程の実施と学習評価

○授業改善

各教科等の指導に当たっては、資質・能力の三つの柱のバランスの取れた育成が実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

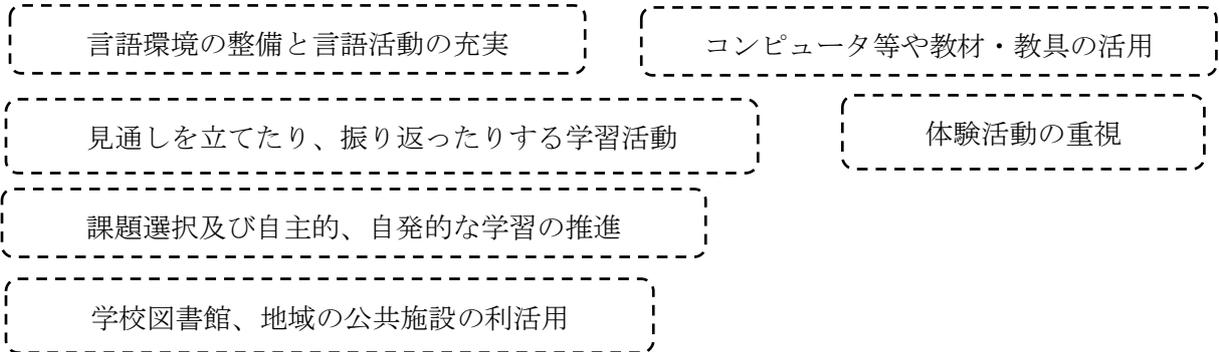
授業改善の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考えを手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

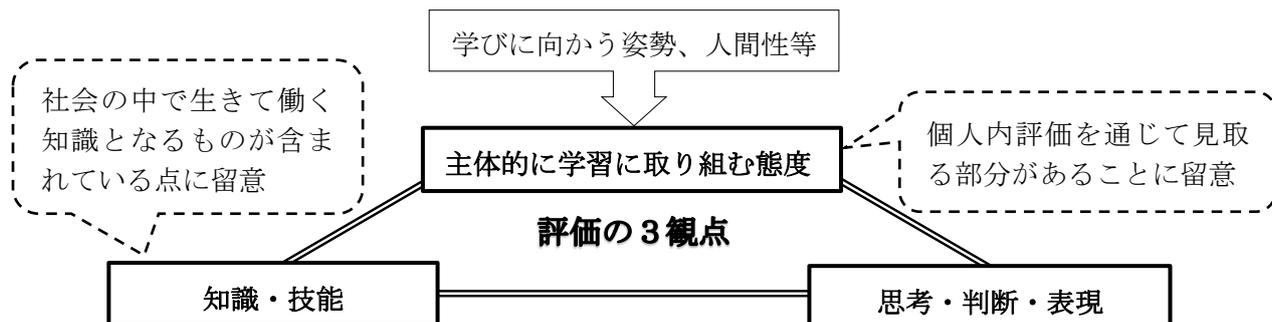
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」*を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。 *Q&A参照

その他の配慮事項



○学習評価

学習評価については、単元等のまとまりの中で評価の場面や方法を工夫し、目標に準拠した評価を実現し資質・能力の育成に生かすようにすることが重要。



子ども一人ひとりの発達をどのように支援するか

第4 児童の発達の支援

○児童の発達を支える指導

教育課程の編成及び実施の配慮事項

学級経営の充実：ガイダンスとカウンセリング双方により児童の発達の支援

児童理解を深め、学習指導と関連付けながら児童指導の充実

キャリア教育の充実

指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実

○障がいのある児童などへの指導

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

家庭、地域及び関係機関との連携を図り、長期的な視点で個別の教育支援計画、指導計画を作成し活用努める。(特別支援学級に在籍、通級による指導を受ける児童については全員個別の教育支援計画、指導計画を作成する。)

○海外から帰国した児童などの学校生活への適応

学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。

○日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

○不登校の児童への配慮

保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行う。

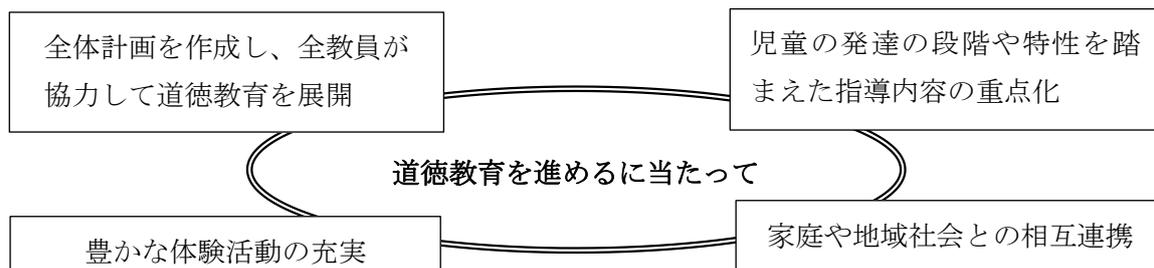
実施するために何が必要か

第5 学校運営上の留意事項

○カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に全ての教職員が参加のもと、学校評価や各分野の全体計画等と関連付けて実施する。

○家庭や地域社会との連携・協働を深めるとともに、世代間(高齢者や異年齢の子どもなど)や学校間、障がいのある子どもとの間の交流及び共同学習の機会を設ける。

第6 道徳教育に関する配慮事項



3 Q&A

Q1 「教育課程」と「指導計画」とはどのようなものですか。

教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の計画です。指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとなどに、「指導目標」「指導内容」「指導の順序」「指導方法」「使用機材」「指導の時間配当」等を定めた、より具体的な計画です。

Q2 「10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合」にその時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができますが、教育課程の編成に際して、どのような点に留意したらよいでしょうか。

短い時間の活用としては、15分間の授業や、45分と15分の組み合わせによる60分間の授業などが考えられます。これらの授業時間の設定に際して留意点としては、「各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと」「単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること」「授業のねらいを明確にして実施すること」「教科書や、教科書と関連づけた教材を開発するなど、適切な教材を用いること」があります。

10分程度の短い時間の教科等の指導については、学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です。例えば、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分程度の短い時間を活用して行うことは通常考えられません。また、外国語学習の特質を踏まえ、短時間の授業を行う際は、まとまりのある授業時間を確保した上で、両者の関連性を明確にする必要があります。このため、年間35単位時間（週当たり1単位時間）の外国語活動を短時間で実施することは、まとまりのある授業時間を確保する観点から困難です。

Q3 第3の1主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の各教科等の指導に当たっての配慮事項に「見方・考え方を働かせながら」とありますが、「見方・考え方」とはどのようなものでしょうか。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものです。「見方・考え方」と「資質・能力」は、既に身に付けた資質・能力の三つの柱によって支えられた「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学習の過程の中で働かせることを通じて、「資質・能力」がさらに伸ばされたり、新たな「資質・能力」が育まれたりし、それによって「見方・考え方」が更に豊かなものに、という相互の関係があります。したがって、「見方・考え方」が豊かになると、それが「資質・能力」に現れてくることとなります。

なお、各教科等の解説において示している各教科等の特性に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、学習内容に応じて柔軟に考えることが重要です。

第2章 各教科

第1節 国語

1 改訂のポイント

(1) 改訂の趣旨（これまでの成果と課題～「中央教育審議会答申」より）

社会の急激な変化 子どもを取り巻く環境の変化 学校が抱える問題の複雑化・困難化	成果 ○読解力の平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなった（PISA2012） ○言語活動の充実を踏まえた授業改善が図られている	小学校の課題 ▲文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること ▲目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連付けて理解を深めたりすること
	課題 ▲複数の画面から情報を取り出し、考察しながら解答すること（PISA2015） ▲依然として教材への依存度が高い	

(2) 改訂の要点

- (ア) 目標及び内容の構成を改善 (エ) 授業改善のための言語活動の創意工夫
 (イ) 学習内容の改善・充実 (オ) 読書指導の改善・充実
 (ウ) 学習の系統性の重視

(ア) 目標及び内容の構成を改善

○教科の目標を資質・能力の3つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で整理

〈平成29年告示学習指導要領の国語科の目標〉

柱書
(小中共通)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。**知・技**
- 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。**思・判・表等**
- 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。**学びに向かう力・人間性等**

○学年の目標…低・中・高学年の目標も同様の整理。「知識及び技能」は全学年共通

○内容の構成の改善→資質・能力の三つの柱に沿った整理

平成20年告示学習指導要領

「A話すこと・聞くこと」
 「B書くこと」
 「C読むこと」
 [伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]

平成29年告示学習指導要領

[知識及び技能]
 (1)言葉の特徴や使い方に関する事項
 (2)情報の扱い方に関する事項
 (3)我が国の言語文化に関する事項
 [思考力・判断力・表現力等]
 A 話すこと・聞くこと
 B 書くこと
 C 読むこと

(イ) 学習内容の改善・充実

①語彙指導の改善・充実

- ・小・中9年間を通して語彙指導が系統化され、語彙を量と質の両面から充実させる。
- ・語句を話や文章の中で使うことで使いこなせる語句の量を増やし、語彙を豊かにする。

②情報の扱い方に関する指導の改善・充実

- ・小・中学校を通して「情報の扱い方」に関する事項を新設
- ・「情報と情報との関係」、「情報の整理」の二つの系統に分けて整理

③学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

- ・[思考力・判断力・表現力等]の各領域の学習過程の一層の明確化
- ・全ての領域で自分の考えを形成する学習過程を重視→「考えの形成」に関する指導事項を位置付け

④我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

- ・「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」→「我が国の言語文化に関する事項」
- ・低学年に言葉遊びなど、言葉の豊かさに関する指導事項を追加

⑤漢字指導の改善・充実

- ・都道府県に用いる漢字 20 字を第 4 学年に追加。学習負担を考慮し第 4～6 学年の配当漢字及び字数に変更を行う。→「3 Q&A」に詳細あり
- ・児童の日常生活及び将来の社会生活、国語科以外の各教科等の学習における必要性を踏まえる。

(ウ) 学習の系統性の重視

- ・小・中学校を通じて〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力・判断力・表現力等〕の指導事項と言語活動例において重点を置くべき指導内容を明確にし、系統化を図る。

(エ) 授業改善のための言語活動の創意工夫

- ・「言語活動」を通して「指導事項」を指導する。←変更なし
- ・言語活動例→各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から種類ごとにまとめる

(オ) 読書指導の改善・充実

- ・〔知識及び技能〕の指導事項に「読書」に関する指導事項を位置づけ
- ・「読むこと」の領域→学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動を示す

2 指導計画作成上の留意点

◆指導計画作成上の配慮事項

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

- ・単元や内容のまとまりを見通すこと。
- ・言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方を理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図る。

○弾力的な指導に関する配慮事項

- ・各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること。
- ・児童の発達の段階を見通して目標の系統性を保ちながら柔軟かつ弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう計画を立てていく。

○〔知識及び技能〕に関する配慮事項

- ・〔知識及び技能〕に示す事項の定着を図るため、必要に応じて、特定の事項を取り上げて繰り返し指導したり、まとめて単元化して扱ったり、学期や学年を超えて指導したりすることもできる。

○「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」に関する配慮事項

「話すこと・聞くこと」「書くこと」の年間指導時間数

	低学年	中学年	高学年
「話すこと・聞くこと」	35 単位時間程度	30 単位時間程度	25 単位時間程度
「書くこと」	100 単位時間程度	85 単位時間程度	55 単位時間程度

○「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

- ・読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つ。読書に関連する事項を〔知識及び技能〕の(3)に位置付け。
- ・〔知識及び技能〕の「読書」に関する事項及び〔思考力・判断力・表現力等〕の「C読むこと」の指導を通して、読書意欲を高め、日常生活における読書活動につながるよう配慮することが重要。

○低学年における他教科等や幼児教育との関連についての配慮事項

- ・入学当初においては、生活科を中心に合科的・関連的な指導や児童の生活の流れを大切に弾力的に時間割を工夫した指導を行うなどして、幼児期の終わりまでに育った姿（思考力の芽生え、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合いなど）が発揮できるよう教育課程編成上の工夫（スタートカリキュラム）が重要。
- ・国語科では、他教科等で学習した内容を題材にするなどの工夫が考えられる。

○他教科等との関連についての配慮事項

- ・言語能力…全ての教科等における学習の基盤となる資質・能力
- ・言語を直接の学習対象とする外国語活動及び外国語科との連携は特に重要。
(例) 国語科の学習内容が外国語活動及び外国語科等の学習に結び付くよう指導の時期を工夫する。
関連のある学習内容や言語活動を取り上げた単元の設定を工夫する。

○障がいのある児童への配慮についての事項

- ・通常の学級においても、発達障害を含む障がいのある児童が在籍している可能性があることを前提に、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、各教科等の学びの課程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。
- ・その際、国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する。

○道徳科などとの関連についての配慮事項

- ・国語科における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、国語科と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切に指導を行うことが必要。
- ・国語科で扱った内容や教材の中で適切なものを道徳科に活用することが効果的な場合もある。また、道徳科で取り上げたことに関係のある内容や教材を扱う場合には、道徳科における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、国語科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導内容、指導時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切。

◆内容の取扱いについての配慮事項

○〔知識及び技能〕に示す事項の取扱い

- ア 児童が、日常の言語活動の中にある言葉の特徴やきまりなどに気付くこと、学習したことを日常の話したり聞いたり書いたり読んだりする場面に生かすことを意識しながら学習できるようにする。
- イ 6年間を通じて、児童の発達や学習の状況に応じて調べる活動を取り入れ、調べる習慣が身に付くようにする。
 - ・知らない文字や語句の意味や使い方について、国語辞典や漢字辞典、百科事典などを利用して調べる習慣を身に付けるため、辞書や事典の使い方を理解するとともに、必要な時にはいつでも辞書や事典が手元にあり使えるような言語環境を整えておくことが重要。
- ウ 第3学年におけるローマ字の指導
 - ・総合的な学習の時間における、コンピュータで文字を入力するなどの学習との関連が図られるよう、指導する時期や内容を意図的、計画的に位置づけることが重要。
- エ 漢字の指導
 - (ア) 児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできる。
 - (イ) 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字については、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担に配慮しつつ提示することができる。
 - (ウ) 他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。
 - (エ) 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とする。
 - ・児童の書く文字を評価する際には、正しい字体であることを前提とした上で、柔軟に評価。
- オ 伝統的な言語文化に関する指導事項は、第1学年から第6学年までの各学年において継続に指導し、古典に親しめるようにする。
- カ 書写の指導
 - ・硬筆を使用する書写の指導は各学年で行う。
 - ・毛筆を使用する書写の指導は第3学年以上の各学年で行い、各学年年間30単位時間程度を配当。毛筆で文字を正しく整えて書くことが、日常生活の硬筆による書写能力を高められるように、毛筆と硬筆を関連させた指導を工夫する。
 - ・「点画の書き方」が追加。→適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫する。

○情報機器の活用に関する事項

情報収集や情報発信の手段として、インターネットや電子辞書等の活用、コンピュータによる発表資料の作成やプロジェクターによる提示など、コンピュータや情報通信ネットワークを活用する機会を設けることが重要。

○学校図書館などの活用に関する事項

- ・学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能の活用を図ることが重要。
- ・児童が必要な本や資料などを選べるよう、本などの種類や配置、探し方について指導すること。

◆教材についての配慮事項

- ・教科及び各学年の目標、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に示す資質・能力を偏りなく養うこと、読書に親しむ態度の育成をねらいとして教材を選定。（解説「10項目の観点」参照）
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕においては、各領域の指導が適切に行われるよう、年間を通してバランスよく教材を配当すること。
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域の指導の充実を図るため、各領域に例示している言語活動が十分に行われるよう、教材を偏りなく取り上げるように配慮すること。

3 Q&A

Q1 教科の目標を実現する上での留意点は何ですか。

国語科の教科の目標では、まず、国語科において育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」とし、国語科が「国語で理解し表現する言語能力を育成する教科」であることを示しています。言語能力は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであり、国語科のみで育成すべき資質・能力ではありませんが、その中核は国語科が担います。そしてこの言語能力を育成するために行うのが言語活動です。したがって、育成を目指す資質・能力としての言語能力の内容を目標として、単元や題材ごとに明確に示すことが大切です。

また、各学校が学校教育目標に掲げている、育成したい児童・生徒像を実現するために、教科としてできること、やるべきことを捉え、他教科との連携を図りながら教科の年間指導計画の中に計画的に配置し、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、定着を図ることが望まれます。

Q2 「言葉による見方・考え方」を働かせるとは何ですか。

平成29年度告示学習指導要領の解説には、「言葉による見方・考え方を働かせるとは、児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる」と示されています。

これは、「言葉で表されている話や文章を、言葉の意味や働き、使い方などの言葉の様々な側面から総合的に思考・判断し、理解したり表現したりすること、また、その理解や表現について、改めて言葉に着目して吟味すること」を示したものだと言えます。しかし、これは、まったく新しい考え方というわけでも、これまでの実践で積み上げてきたことに対して、大幅な方針転換を図るものではありません。例えば、これまでも授業の中で、「最初に出てきた『ほほえむ』と、最後にでてきた『ほほえむ』は同じ言葉だけど受け取る印象が違うのはなぜだろう」や「友だちではなく校長先生に説明する時には、どのように伝えたほうが分かりやすいかな」などの学習課題や教師による発問によって、児童が働かせてきたものと同じです。これまでも大事にしてきたものですが、これからも、国語科の「深い学び」の視点からの授業改善の鍵となるように、言葉に着目し、言葉に対しての自覚を高めるという「言葉による見方・考え方」が改めて明示されたものだとして捉えてください。

Q3 第4学年～第6学年の学年配当漢字の変更を教えてください。

今回の改訂において、第4学年～第6学年の学年別漢字配当表に、以下のような変更がありました。また、第4学年の配当漢字表に新たに20字加えられたことに伴い、小学校段階の配当漢字が1006字から1026字に増えました。その他、漢字について書きの指導は2学年間という時間をかけて確実に書き使えるようにすることとし、漢字の読みは、当該学年に配当されている音読み、訓読みができるようにすることが大切です。

H20版まで	新	移動した漢字	字数
5年	4年	賀 群 徳 富	202字 (+2)
6年		城	
中学校		茨 媛 岡 瀉 岐 熊 香 佐 埼 崎 滋 鹿 縄 井 沖 枋 奈 梨 阪 阜	
4年	5年	囿 紀 喜 救 型 航 告 殺 士 史 象 賞 貯 停 堂 得 毒 費 粉 脈 歴	193字 (+8)
4年	6年	胃 腸	191字 (+10字)
5年		恩 券 承 舌 銭 退 敵 俵 預	

第2節 社会

1 改訂のポイント

(1) 社会科の目標と三つの柱に沿った資質・能力の整理

目 標	社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。
--------	---

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。【知識及び技能】
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。【学びに向かう力、人間性等】

(2) 内容構成の改善

○第3学年及び第4学年の目標と内容を再整理し「教科用図書 地図（地図帳）」を第3学年から配付。

○現代的な諸課題を踏まえた学習の充実

○中学校での学習内容との関連を考慮し、①地理的環境と人々の生活

②歴史と人々の生活

③現代社会の仕組みや働きと人々の生活

3つの枠組みに整理

各学年の内容 ★は主な留意点	第3学年：市区町村を中心とした地域	第4学年：都道府県を中心とした地域社会	第5学年：我が国の国土や産業	第6学年：我が国の政治、歴史及び国際理解
	(1) 身近な地域や市区町村の様子・・・① ★学年の導入で扱い『自分たちの市』に重点を置く (2) 地域に見られる生産や販売の仕事・・・③ (3) 地域の安全を守る働き・・・③ ★「火災」と「事故」をともに取り上げる（重点化） (4) 市の様子の移り変わり・・・② ★公共施設の整備と租税の役割（主権者教育の観点）	(1) 都道府県の様子・・・① (2) 人々の健康や生活環境を支える事業・・・③ ★公衆衛生の向上の視点を追加 (3) 自然災害から人々を守る活動・・・③ ★「自然災害から人々を守る活動」を独立 (4) 県内の伝統や文化、先人の働き・・・② ★先人の働きに関する内容に「医療」を追加 (5) 県内の特色ある地域の様子・・・① ★「国際交流に取り組んでいる地域」を追加	(1) 我が国の国土の様子と国民生活・・・① ★「領土の範囲」の大まかな理解 (2) 我が国の農業や水産業における食料生産・・・③ ★「食料生産の概要」として統合 (3) 我が国の工業生産・・・③ ★「工業生産の概要」として統合、「貿易や運輸」を独立 (4) 我が国の産業と情報との関わり・・・③ ★「情報を生かして発展する産業」を「販売、運輸、観光、医療、福祉など」の中から選択 (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活の関わり・・・①及び③ ★「森林資源」「国土の自然災害」を分割	(1) 我が国の政治の働き・・・③ ★順序の変更【(7)日本国憲法や立法、行政、司法の三権と国民生活⇒(4)国や地方公共団体の政治の取組】 (2) 我が国の歴史上の主な事象・・・② ★(7)から(4)の内容について「日本風の文化が生まれたこと」「戦国の世の中が統一されたこと」を独立 ★世界との関わりを重視し「我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること」を追加 (3) グローバル化する世界と日本の役割・・・③ ★「国際交流」が(7)日本とつながりの深い国の人々の生活に移行し、「国際交流の果たす役割」へ

2 指導計画作成上の留意点

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

単元や内容のまとまりの中で

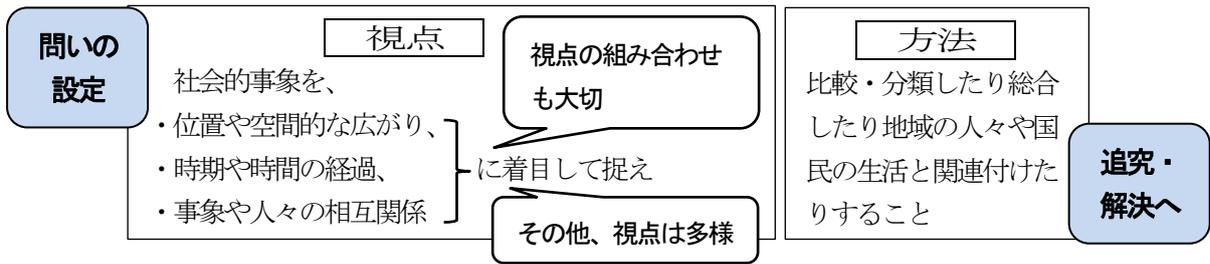
これまでの授業実践をふまえて

児童や学校の実態、指導の内容に応じて

<p style="text-align: center;">主体的な学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習問題を見だし、<u>解決への見通し</u>をもって取り組む ● 学習対象に対する<u>関心</u>を高め問題意識をもつ ● <u>予想したり学習計画を立てたり</u>して、追究・解決方法を検討する ● 学習したことを<u>振り返り</u>、学習成果を吟味したり<u>新たな問い</u>を見いだしたりする ● 学んだことを基に<u>自らの生活を見つめたり社会生活に向けて生かしたり</u>する 	<p style="text-align: center;">対話的な学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習過程を通じた様々な場面で児童相互の<u>話し合いや討論</u>などの活動の一層の充実 ● <u>実社会で働く人々から話を聞いたりする活動</u>についての一層の充実 ● 個々の児童が多様な視点や身につけ、社会的事象の特色や意味などを多角的に考えることができるようにする
<p style="text-align: center;">深い学び</p> <p>● 「<u>見方・考え方</u>」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じ、より質の高い深い学びにつなげる</p>	

「社会的事象の見方・考え方」とは?

社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考へたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「**視点や方法（考え方）**」



社会との関わりを意識して学習問題を追究・解決する学習の充実を図り、学習過程において「**主体的・対話的で深い学び**」が実現するよう指導方法を見直し、改善を図る。

学習問題の設定や発問の構成の工夫

資料の選定や効果的な活用の工夫

学んだ事象相互の関係を整理する活動の工夫

各学年の内容の記述形式の基本形

Aについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) Bを理解すること。

(イ) Cなどで調べて、Dなどにまとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(イ) Eなどに着目して、Fを捉え、Gを考え、表現すること。

思考力、判断力、表現力等

Eなどに着目して、Fを捉え、Gを考え、表現すること。

知識（Aについての理解／概念）

Bを理解すること。

さらに…

(社会への関わり方) 選択・判断すること。
(～の発展などについて) 多角的に考えること。

関係付けると…

記載がない「**学びに向かう力、人間性等**」は、日々の学習の積み重ねによって醸成されていくことに留意。

理解がすべてのゴールではない！
(理解 ⇄ 思考 が繰り返される)

(2) 指導計画作成上の配慮事項

●各学年の目標や内容を踏まえた効果的な年間指導計画の作成

- ・取り上げる事例の配列の工夫（重複や偏りが生じないように）
例) 第3学年の内容(2)「生産の仕事」の事例として「野菜」を取り上げた場合⇒第5学年の内容(2)「食料生産」の事例として「果物、畜産物、水産物など」から選択することが考えられる。
- ・授業時数の配分の工夫
例) 第3学年の内容「(3)地域の安全を守る働き」では、消防・警察を共に学習する。その際、「緊急時の体制」については消防署を中心とした学習に、「防止に努めていること」については警察署を中心とした学習に、重点を置くなどして工夫することが考えられる。

●47都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置を、卒業までに身に付け活用できるよう工夫して指導

- ・さまざまな学習場面において、地図帳や地球儀での確認などを工夫する。

●障がいのある児童などへの指導内容や指導方法の計画的、組織的な工夫

学習全体を通して

- 例) ○板書の構造化 ○発表で互いの発言を応援し合う学級の風土 等

学習問題をつかむ場面

- 例) ○具体的な体験や作業を取り入れる。 ○学習の順序をわかりやすく説明する。
○提示する資料やICT機器を効果的に活用して視覚的に提示する。

問題解決の見通しを持つ場面

- 例) ○見通しが持てるようヒントになる事実をカード等に整理して示す。

予想や学習計画に沿って調べる場面

- 例) ○読み取りやすするために資料を拡大したり範囲を限定したりして視点を明確にする。
○調べる観点を示した見本を用意 ○他の児童と一緒に書き込めるワークシートの工夫

社会的事象の特色や意味などを考える場面

- 例) ○他の児童の考えを参考にできるようグループで検討する。 ○フローチャート等の活用

学習問題でまとめる場面

- 例) ○どの観点でまとめるのかの助言や観点ごとに分かれたワークシートの配付

●道徳科などとの関連を考慮しながら、社会科の特質に応じて適切な指導をすること

- ・道徳教育全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、相互に効果を高め合うようにする。

(3) 内容の取扱いについての配慮事項

●地域の実態を生かし、児童が興味・関心を持って学習に取り組めるように指導計画を工夫

- ・調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実

●言語活動に関わる学習の一層の重視

- ・複数の立場から多角的に考えたり、選択・判断したことを論理的に説明したり議論したりする。

●情報の収集やまとめ

- ・学校図書館や公共図書館、コンピュータ等の活用
・全ての学年（第3学年～第6学年）での地図帳の活用

●地域にある教育的な施設の活用

- ・博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにする。
・専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図る。

●児童の発達の段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示する

- ・児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりできるようにするよう留意。

3 Q&A

Q1 指導計画を作成する上で、特に気を付けるべきことは何ですか。

各学年の指導計画の作成においては、授業時数の変更がないことに留意し、授業時数を適切に配分して効果的な年間指導計画を作成する必要があります。具体的には、取り上げる事例の配列に重複や偏りが生じないようにすることや、内容に軽重をつけてどこに重点を置くかを工夫することが考えられます。詳しくは、学習指導要領解説の第4章の1 指導計画作成上の配慮事項(2)の事例を参照してください。その他でも、例えば、第6学年の歴史上の事象の中で重点的に扱うものと関連的に扱うものを明確にして授業時間のかけ方に軽重を付ける【学習指導要領解説 第3章 第4節 2 第6学年の内容（内容の取扱い）(2)ア】など、指導の重点の置き方に工夫を加えることが考えられます。

また、学習指導要領解説には、学習問題の事例や、調べまとめる「技能」の事例、さらには考え、表現する「思考力や表現力等」の事例が具体的に提示されています。それらを参考にしながら、児童の発達の段階を踏まえて、効果的な指導計画を作成しましょう。

Q2 第3学年と第4学年の内容が分割されたことで、留意すべき点は何ですか。

今改訂では、より系統的で段階的な学習となるよう目標や内容が再整理され、第3学年では主として市町村を、第4学年では県を学習対象として取り上げるようになりました。そのため、例えば、平成20年改訂学習指導要領の第3学年及び第4学年の内容 エの「地域の人々の安全を守るための諸活動」の地域災害のうち、「火災」を第3学年に、「自然災害」を第4学年に分けるなど、第3学年と第4学年で学習する内容が分割されました。その結果、第3学年で現行より実質的な内容の増加が生じます。そこで、第3学年の内容(1)や(3)において年間指導計画の工夫が必要です。例えば、第3学年の内容「(1)身近な地域や市の様子」では、内容の取扱いの解説で「市全体の地理的環境の概要を理解できるようにする工夫が大切である」との記述があります。あくまでも社会科として「市の地理的環境の理解」につながる効果的な展開を工夫することが必要です。

また、第4学年の内容「(5)県内の特色ある地域の様子」の学習においては、自分たちの住んでいる市町村と比較しながら特色を捉えることができるよう配慮する必要がある等、既習事項を活用した学習に留意することが大切です。また、この單元には新たに「国際交流に取り組んでいる地域」が追加されています。

Q3 社会的な（社会的事象の）見方・考え方を働かせるとは、具体的にはどういうことですか。

「社会的な見方・考え方」は、社会科、地理歴史科、公民科において、社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会にみられる課題を把握して、その解決に向けて社会へのかかわり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」です。（なお、小学校社会科・中学校社会科の各分野の特質に応じた見方・考え方の総称でもあり、小学校社会科においては、各学年の目標においては「社会的事象の見方・考え方」と言い換えています。）

「社会的事象の見方・考え方を働かせる」とは、「位置や空間的な広がり」「時期や時間の経過」「事象や人々の相互関係」などに着目して、学習問題を追究・解決する活動を進めることです。

例えば、〇〇はどのような場所にあるのか、どのように広がっているのかなど、位置や空間的な広がりに着目した視点から問い（学習問題）を設定して調べたり、関連付けて考えたりする学習活動が考えられます。児童たちは、自ら調べたことや考えたことを表現することで、社会的事象を理解していき、さらに社会への関わり方などについて選択・判断するようになっていきます。

今まで小学校社会科で蓄積されてきた授業実践が、平成29年改訂学習指導要領で改めて明確に打ち出されたことを踏まえ、さらなる授業改善を進めていきましょう。

第3節 算数

1 改訂のポイント

<課題>

- ・学習意欲面
- ・「基準量、比較量、割合の関係を正しく捉えること」
- ・「事柄が成り立つことを図形の性質に関連付けること」



<改訂の要点>

- ・数学的活動の充実
- ・統計的な内容等の改善・充実

(1) 算数科の目標の改善

算数科の目標

数学的な見方・考え方を働かせ、**数学的活動**を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。**柱書**

- (1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。**知識及び技能**
- (2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統一的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。**思考力、判断力、表現力等**
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。**学びに向かう力、人間性等**

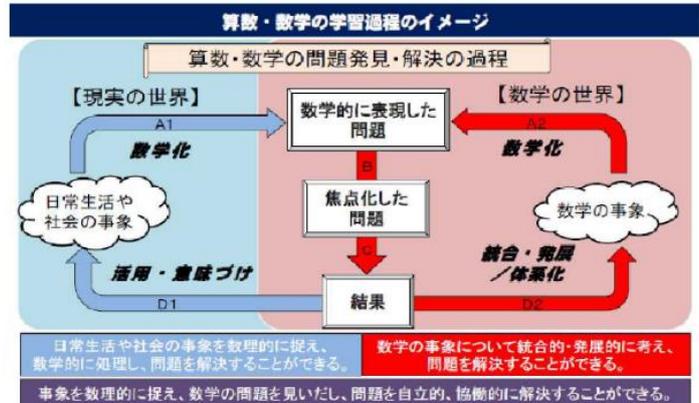
(2) 算数科の学習における「数学的な見方・考え方」

事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統一的・発展的に考えること

- ※物事の特徴や本質を捉える視点や、思考の進め方や方向性を意味する
- ・「数学的な見方」・・・事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴や本質を捉えること
- ・「数学的な考え方」・・・目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、根拠を基に筋道を立てて考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能等に関連付けながら、統一的・発展的に考えること

(3) 算数科の学びの過程としての数学的活動の充実

算数科においては、「日常生活や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考えたりする」ことと、「算数の学習場面から問題を見だし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統一的・発展的に考えたりする」ことの二つの問題発見・解決の過程が相互に関わり合っている。また、各場面で言語活動を充実させ、それぞれの過程や結果を振り返り、評価・改善することができるようにすることも大切である。



数学的活動とは・・・

事象を数理的に捉えて、算数の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること

※数学的活動は、数学を学ぶための方法であるとともに、数学的活動をすること自体を学ぶという意味でも内容でもある。また、その後の学習や日常生活などにおいて、数学的活動を生かすことができるようにすることを目指しているという意味で、数学的活動は数学を学ぶ目標でもある。

<数学的活動の種類>

- ・数量や図形を見だし、進んで関わる活動 (第1～3学年)
- ・日常の事象から見いだした問題を解決する活動 (第1～6学年)
- ・算数の学習場面から見いだした問題を解決する活動 (第1～6学年)
- ・数学的に表現し伝え合う活動 (第1～6学年)

<数学的活動の取組における配慮事項> (新設)

- ・数学的活動を通しての指導
- ・数学的活動を楽しむこと
- ・見通しをもって数学的活動に取り組み、振り返ること
- ・数学的な表現の相互の関連を図ること
- ・考えを学び合うことやよりよく問題解決できたことを実感すること

(4) 算数科の内容構成の改善

児童が身に付けることが期待される資質・能力を三つの柱に沿って整理し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」については、指導事項のまとまりごとに内容を示した。「学びに向かう力、人間性等」については、指導事項のまとまりごとに内容に示すことはせず、教科の目標及び学年目標において、まとめて示した。
また、「思考力、判断力、表現力等」については主なものを記述するとともに、「数学的な見方・考え方」の数学的な見方に関連するものを、「～に着目して」という文言により記述した。

<領域構成>

A 数と計算	数の概念（整数、小数、分数） 計算の意味、加法、減法 乗法、除法、概数と見積り 式の表現と読み 四則に関して成り立つ性質
B 図形	図形の種類（平面図形、立体図形） 図形の構成・分解、図形の性質 角、図形の計量（面積・体積）
C 測定 (第1～3学年)	量の概念（長さ、重さなど） 量の大きさの比較、量の単位 量の測定
C 変化と関係 (第4～6学年)	単位量当たりの大きさ 速さ、割合、比、比例、反比例
D データの活用	測定値の平均 表、グラフ

(5) 具体的な内容の移行について

第3学年	○メートル法の単位の仕組み（k（キロ）、m（ミリ）など接頭語について）←第6学年から
第4学年	○メートル法の単位の仕組み（長さと同面積の単位の関係について）←第6学年から
第5学年	●素数→中学校第1学年へ ●分数×整数、分数÷整数→第6学年へ ○メートル法の単位の仕組み（長さと同体積の単位の関係について）←第6学年から ○速さ←第6学年から
第6学年	○分数×整数、分数÷整数←第5学年から ●メートル法の単位の仕組み→第3学年、第4学年、第5学年へ ●速さ→第5学年へ ○平均値、中央値、最頻値、階級←中学校第1学年から

(注) ○…当該学年に移行して入ってきた内容 ●…当該学年から移行してなくなった内容

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画作成上の配慮事項

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（新設）

・単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象を数理的に捉え、算数の問題を見いだし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。

<授業改善の視点>



主体的な学び	児童自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりするなど
対話的な学び	数学的な表現を柔軟に用いて表現し、それを用いて筋道を立てて説明し合うことで <u>新しい考えを理解したり、それぞれの考えのよさや事柄の本質について話し合うことでよりよい考えに高めたり、事柄の本質を明らかにしたりするなど、自らの考えや集団の考えを広げ深める</u>
深い学び	日常の事象や数学の事象について、「 <u>数学的な見方・考え方</u> 」を働かせ、 <u>数学的活動を通して、問題を解決するよりよい方法を見いだしたり、意味の理解を深めたり、概念を形成したりするなど、新たな知識・技能を見いだしたり、それらと既習の知識と統合したりして思考や態度が変容する</u>

イ 継続的な指導や学年間の円滑な接続

・各学年の内容は、次の学年以降においても必要に応じて継続して指導すること。数量や図形についての基礎的な能力の習熟や維持を図るため、適宜練習の機会を設けて計画的に指導すること。なお、その際、短い時間を活用して行う指導（第1章総則の第2の3の(2)のウの(イ)に掲げる指導）を行う場合には、当該指導のねらいを明確にするとともに、単元など内容や時間のまとまりを見通して資質・能力が偏りなく育成されるよう計画的に指導すること。また、学年間の指導内容を円滑に接続させるため、適切な反復による学習指導を進めるようにすること。

ウ 領域間の指導の関連

・各学年の内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の間の指導の関連を図ること。

エ 低学年における他教科等や幼児教育との関連（新設）

・低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

オ 障がいのある児童への指導（新設）

- ・障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

算数科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮することが必要である。

<算数科における配慮の例>

- ・「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
- ・文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合、児童が数量の関係をイメージできるように、児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げたり、場面を具体物を用いて動作化させたり、解決に必要な情報に注目できるように文章を一部分ごとに示したり、図式化したりすることなどの工夫を行う。
- ・空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
- ・データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるようにする。

カ 道徳科などとの関連

- ・道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、特別の教科道徳の内容について、算数科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

ア 考えを表現し伝え合うなどの学習活動

- ・思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること。

イ コンピュータなどの活用（一部新設）

- ・数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするなどのため、必要な場面においてコンピュータなどを適切に活用すること。また、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、児童の負担に配慮しつつ、例えば第2の各学年の内容の〔第5学年〕の「B図形」の(1)における正多角形の作図を行う学習に関連して、正確な繰り返し作業を行う必要があり、更に一部を変えることでいろいろな正多角形を同様に考えることができる場面などで取り扱うこと。

<算数科におけるプログラミング教育>

算数科において、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための活動を行う場合には、算数科の目標を踏まえ、数学的な思考力・判断力・表現力等を身に付ける活動の中で行うものとする。

算数科においては、問題解決したのち、問題解決の仕方を振り返り、問題解決の方法をより簡潔・明瞭・的確なものに高めたり、それを手順としてまとめたりするという学習活動が多く行われる。例えば、整数などの計算の仕方を考えた後、計算の仕方を簡潔・明瞭・的確なものとしていく中で、筆算という形式で表し、計算の仕方を筆算の手順としてまとめていく。筆算として計算の仕方をまとめた後は、手順通りに間違いなく筆算を行うことが大切になる。これは技能である。このように算数科の学習は、問題の解決には必要な手順があることに気付くことに資するものである。

「プログラミング的思考」とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけばより意図した活動に近づくのかということ論理的に考えていく力の一つである。

ウ 具体的な体験を伴う学習（新設）

- ・各領域の指導に当たっては、具体物を操作したり、日常の事象を観察したり、児童にとって身近な算数の問題を解決したりするなどの具体的な体験を伴う学習を通して、数量や図形について実感を伴った理解をしたり、算数を学ぶ意義を実感したりする機会を設けること。

エ 用語・記号の指導

- ・各学年の内容に示す〔用語・記号〕は、当該学年で取り上げる内容の程度や範囲を明確にするために示したものであり、その指導に当たっては、各学年の内容と密接に関連させて取り上げるようにし、それらを用いて表したり考えたりすることのよさが分かるようにすること。

オ およその大きさや形を捉え、適切に判断すること

- ・数量や図形についての豊かな感覚を育てるとともに、およその大きさや形を捉え、それらに基づいて適切に判断したり、能率的な処理の仕方を考え出したりすることができるようにすること。

カ 筆算による計算の技能や計算の結果の見積り

- ・筆算による計算の技能を確実に身に付けることを重視するとともに、目的に応じて計算の結果の見積りをして、計算の仕方や結果について適切に判断できるようにすること。また、低学年の「A数と計算」の指導に当たっては、そろばんや具体物などの教具を適宜用いて、数と計算についての意味の理解を深めるよう留意すること。

3 Q&A

Q 1 算数的活動から数学的活動に変わりましたが、どのような活動をすればよいのですか。

これまでの算数的活動が意味する「児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数に関わりのある様々な活動」を、問題発見や問題解決の過程に位置付けてより明確にしたものです。

数学的活動においては、単に問題を解決することのみならず、問題解決の過程や結果を振り返って、得られた結果を捉え直したり、新たな問題を見いだしたりして、統合的・発展的に考察を進めていくことが大切です。

Q 2 「数学的な見方・考え方」とは、どのようなものですか。

「数学的な見方・考え方」は、算数の学習において、物事の特徴や本質を捉える視点や、思考の進め方や方向性を意味します。また、数学的に考える資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の全てに対して働かせるものとしています。

Q 3 プログラミング教育は、算数科ではどのように行えばよいのですか。

プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、児童の負担に配慮しつつ、例えば第2の各学年の内容の〔第5学年〕の「B図形」の(1)における正多角形の作図を行う学習に関連して、正確な繰り返し作業を行う必要があり、更に一部を変えることでいろいろな正多角形を同様に考えることができる場面などで取り扱うことと示されています。

Q 4 「統合的・発展的に考察する力」とは、どのような力を意味していますか。

「統合的に考察する」ことは、異なる複数の事柄をある観点から捉え、それらに共通点を見いだして一つのものとして捉え直すことです。また、算数の学習で「発展的に考察する」とは、物事を固定的なもの、確定的なものと考えず、絶えず考察の範囲を広げていくことで新しい知識や理解を得ようとすることです。

Q 5 「主体的・対話的で深い学び」は、毎時間の授業で行わなければならないのですか。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めるために工夫する必要があります。

第4節 理科

1 改訂のポイント

(1) 教科の目標

平成20年改訂「…科学的な見方や考え方を養う」から、
平成29年改訂「理科の見方・考え方を働かせ…」に変わった。

従来の「見方や考え方」は資質・能力を包括するものとして示されてきた。今回の改訂では、「見方・考え方」は資質・能力を育成する過程で児童が働かせる「物事を捉える視点や考え方」として整理された。

資質・能力の育成

【教科の目標】

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察・実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。**知識及び技能**
- (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。**思考力、判断力、表現力等**
- (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。**学びに向かう力、人間性等**

育成を目指す資質・能力の三つの柱

(1) 「知識及び技能」について

- ・問題を解決していくことにより、自然の事物・現象の性質や規則性などを把握できるようにする。
- ・器具や機器などを目的に応じて工夫して扱うことができる技能を身に付ける。
- ・観察、実験によって、得られた結果を適切に記録できるようにする。

(2) 「思考力、判断力、表現力等」について

- ・児童が自然の事物・現象に親しむ中で興味・関心をもち、そこから問題を見いだす。
- ・予想や仮説を基にした観察、実験などを行い、結果を整理し、その結果を基に結論を導き出す問題解決の過程の中で問題解決の力を育む。

・学年を通して（主に）育成を目指す問題解決の力

第3学年	差異点や共通点を基に、 <u>問題を見いだす力</u>
第4学年	既習の内容や生活経験を基に、 <u>根拠のある予想や仮説を発想する力</u>
第5学年	予想や仮説を基に、 <u>解決の方法を発想する力</u>
第6学年	<u>より妥当な考えをつくりだす力</u>

※指導では他学年の問題解決の力にも十分配慮する。

(3) 「学びに向かう力、人間性等」について

- ・生物を愛護しようとする態度や生命を尊重しようとする態度
- ・意欲的に自然の事物・現象に関わろうとする態度
- ・粘り強く問題解決しようとする態度や、他者と関わりながら、問題解決しようとする態度
- ・学んだことを自然の事物・現象や日常生活に当てはめてみようとする態度

○理科の見方・考え方とは

・自然の事物・現象を捉えるための視点や考え方

◇理科の「見方」(理科を構成する領域ごとの特徴から整理)

資質・能力とは異なる
→評価して評定するものではない

エネルギー	自然の事物・現象を主として量的・関係的な視点で捉えること。 (例) 豆電球の明るさについて、電池の数や直列・並列つなぎの関係で捉える。
粒子	自然の事物・現象を主として質的・実体的な視点で捉えること。 (例) 物の性質について、形が変わっても重さは変わらないことから実体として存在することを捉える。
生命	生命に関する自然の事物・現象を主として多様性と共通性の視点で捉えること。 (例) 昆虫や植物の成長や体のつくりについて、多様性と共通性の視点で捉える。
地球	地球や宇宙に関する自然の事物・現象を主として時間的・空間的な視点で捉えること。 (例) 土地のつくりや変化について、侵食・運搬・堆積の関係を時間的・空間的な視点で捉える。

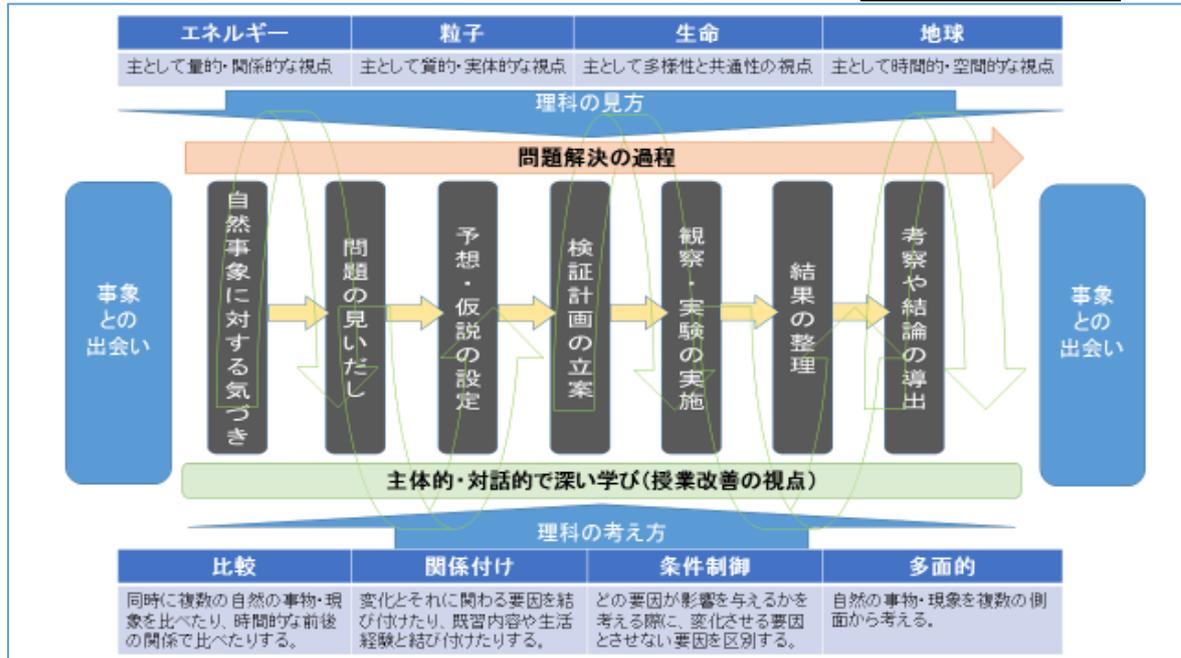
※これらの特徴的な視点は領域固有のものではない。(これ以外にも「原因・結果」、「部分・全体」、「定性・定量」などの視点もあり)

◇理科の「考え方」(これまで理科で育成を目指してきた問題解決の能力を基に整理)

比較	同時に複数の自然の事物・現象を比べたり、時間的な前後の関係で比べたりする。 (例えば、問題を見いだす際に、比較し、差異点や共通点を明らかにするなど)
関係付け	変化とそれに関わる要因を結び付けたり、既習内容や生活経験と結び付けたりする。 (例えば、仮説を発想する際に、事象の変化とそれに関わる要因を関係付けるなど)
条件制御	どの要因が影響を与えるかを考える際に、変化させる要因とさせない要因を区別する。 (例えば、解決方法を考える際に、制御すべき要因と制御しない要因を区別するなど)
多面的	自然の事物・現象を複数の側面から考える。 (例えば、解決したい問題について互いの予想や仮説を尊重しながら追究したり、結果を基に予想や仮説、観察、実験の方法を振り返ったり、再検討したり、複数の結果を基に考察したりするなど)

<学習のイメージ>

図は子ども教育支援課作成



(2) 内容の改善・充実

① 指導内容の示し方

- ・引き続き「A 物質・エネルギー」、「B 生命・地球」の二つの内容区分で構成。
- ・各内容において、児童が働かせる「見方・考え方」及び、育成を目指す「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を示す。「学びに向かう力、人間性等」については、各学年の目標にそれぞれ示す。

② 教育内容の見直し

- ・これまでも重視してきた問題解決の力を具体的に示し、より主体的に問題解決の活動や、新たな問題を発見する活動を更に充実させていく。

③ 小学校理科の内容の改善

追加した内容	学年間で移行した内容	中学校へ移行した内容
・音の伝わり方と大小 (第3学年) ・雨水の行方と地面の様子 (第4学年) ・人と環境(第6学年)	・光電池の働き〔第6学年 (第4学年より移行)〕 ・水中の小さな生物〔第6学 年(第5学年より移行)〕	・電熱線の発熱(第6学年)

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 → Q & A 参照
- (2) 問題解決の力の育成 → 教科の目標参照
- (3) 障がいのある児童への指導 → Q & A 参照
- (4) 道徳科などとの関連

- ・理科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

(1) 言語活動の充実

- ・問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視する。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用

「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」

- ・例えば第6学年における電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習など、与えた条件に応じて動作していることを考察し、さらに条件を変えることにより、動作が変化することについて考える場面取り扱う。

(3) 体験的な学習活動の充実

- ・地域の実情に応じて適切に教材を選び、児童が主体的な問題解決の活動ができるように指導の工夫改善を図ることが重要である。

(4) 自然災害との関連

- ・第4学年「B(3)雨水の行方と地面の様子」、第5学年「B(3)流れる水の働きと土地の変化」、「B(4)天気の変化」、第6学年「B(4)土地のつくりと変化」において、自然災害について触れ、自然災害との関連を図りながら、学習内容の理解を深めることが重要である。

(5) 主体的な問題解決の活動の充実、日常生活や他教科等との関連など

- ・自らが自然の事物・現象に興味・関心をもち、問題を見いだす状況をつくる工夫が必要である。
- ・児童が明確な目的を設定し、その目的を達成するためにもづくりを行い、設定した目的を達成できているかを振り返り、修正するといったものづくりの活動の充実を図る。

(6) 博物館や科学学習センターなどとの連携

- ・適切に指導計画に位置付けるとともに、実地踏査や学芸員などの事前の打合せなどを行い、育成を目指す資質・能力を共有し、指導の充実を図ることが大切である。

(3) 事故防止、薬品などの管理

- ・物的な環境整備や人的支援など、計画的に環境を整備していくことが大切である。

3 Q&A

Q 1 理科における「主体的な学び」の実現に向けた授業改善の視点は何ですか。

例えば、自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行っているか、観察、実験の結果を基に考察を行い、より妥当な考えをつくりだしているか、自らの学習活動を振り返って意味付けたり、得られた知識や技能を基に、次の問題を発見したり、新たな視点で自然の事物・現象を捉えようとしていたりしているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられます。

Q 2 理科における「対話的な学び」の実現に向けた授業改善の視点は何ですか。

例えば、問題の設定や検証計画の立案、観察、実験の結果の処理、考察の場面などでは、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、根拠を基にして議論したりして、自分の考えをより妥当なものにする学習となっているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられます。

Q 3 理科における「深い学び」の実現に向けた授業改善の視点は何ですか。

例えば、「理科の見方・考え方」を働かせながら問題解決の過程を通して学ぶことにより、理科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、様々な知識がつながって、より科学的な概念を形成することに向かっているのか、さらに、新たに獲得した資質・能力に基づいた「理科の見方・考え方」を、次の学習や日常生活などにおける問題発見・解決の場面で働かせているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられます。

Q 4 「見通しをもつ」とはどのようなことですか。

児童が自然に親しむことによって見いだした問題に対して、予想や仮説をもち、それらを基にして観察、実験などの解決の方法を発想することです。児童がもつ見通しは一律ではなく、児童の発達や状況によってその精緻さなどがことなるので、十分配慮する必要があります。

Q 5 「観察、実験を行うことなど」の「など」とはどのようなことですか。

自然の事物・現象から問題を見いだす活動、観察、実験の結果を基に考察する活動、結論を導き出す活動が含まれることを表しています。ものづくりや栽培等も含まれます。

Q 6 「問題を科学的に解決する」とはどのようなことですか。

自然の事物・現象についての問題を、実証性、再現性、客観性などといった条件を検討する手続きを重視しながら解決していくということです。このような手続きを重視するためには、主体的で対話的な学びが欠かせません。児童は、問題解決の中で、互いの考えを尊重しながら話し合い、既にもっている自然の事物・現象についての考えを、少しずつ科学的なものに変容させていきます。

Q 7 障がいのある児童への指導とは具体的にはどのようなことですか。

例えば、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配布したりするなどが考えられます。また、燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮が考えられます。さらには、自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察をすることが難しい場合には観察するポイントを示したり、ICT教材を活用したりするなどの配慮が考えられます。

第5節 生活

1 改訂のポイント

(1) 改訂の要点

① 改訂の基本的な考え方

幼児期の教育とのつながりや小学校低学年における各教科等における学習との関係性、中学年以降の学習とのつながりも踏まえ、具体的な活動や体験を通して育成する資質・能力(特に「思考力、判断力、表現力等」)が具体的にできるよう見直す。

② 目標の改善

具体的な活動や体験を通じて、「身近な生活に関する見方・考え方」を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成することを明確化。

③ 内容構成の改善

学習内容を〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕、〔身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容〕、〔自分自身の生活や成長に関する内容〕の三つに整理。

④ 学習内容、学習指導の改善・充実

- ・具体的な活動や体験を通じて、どのような「思考力・判断力・表現力等」の育成を目指すのかが具体的にできるよう、各内容項目を見直した。
- ・具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考え、気付きを確かなものとしたり、新たな気付きを得たりするために、活動や体験を通して気付いたことなどについて多様に表現し考えたり、「見付ける」、「比べる」、「たとえる」、「試す」、「見通す」、「工夫する」などの多様な学習活動を行ったりする活動を重視する。
- ・動物の飼育や植物の栽培などの活動は2学年間にわたって取り扱い、引き続き重視する。
- ・各教科との関連を積極的に図り、低学年教育全体の充実を図り、中学年以降の教育に円滑に移行する。特に、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などの工夫(スタートカリキュラム)を行う。

(2) 生活科の目標

①具体的な活動や体験を通して、
②身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、

③自立し生活を豊かにしていく

①「具体的な活動や体験を通す」 → 生活科授業の方法論的基礎

②「身近な生活に関わる見方・考え方を生かし」 → 生活科固有の見方・考え方

③「自立し生活を豊かにしていく」 → 生活科を通して培いたい児童の姿。

*従来の学習指導要領で示されてきた「三つの自立(学習上の自立・生活上の自立・精神的な自立)」を踏襲し、新たに「生活を豊かにしていく」児童の姿が付け加えられた。

〔育成を目指す資質・能力〕

(1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

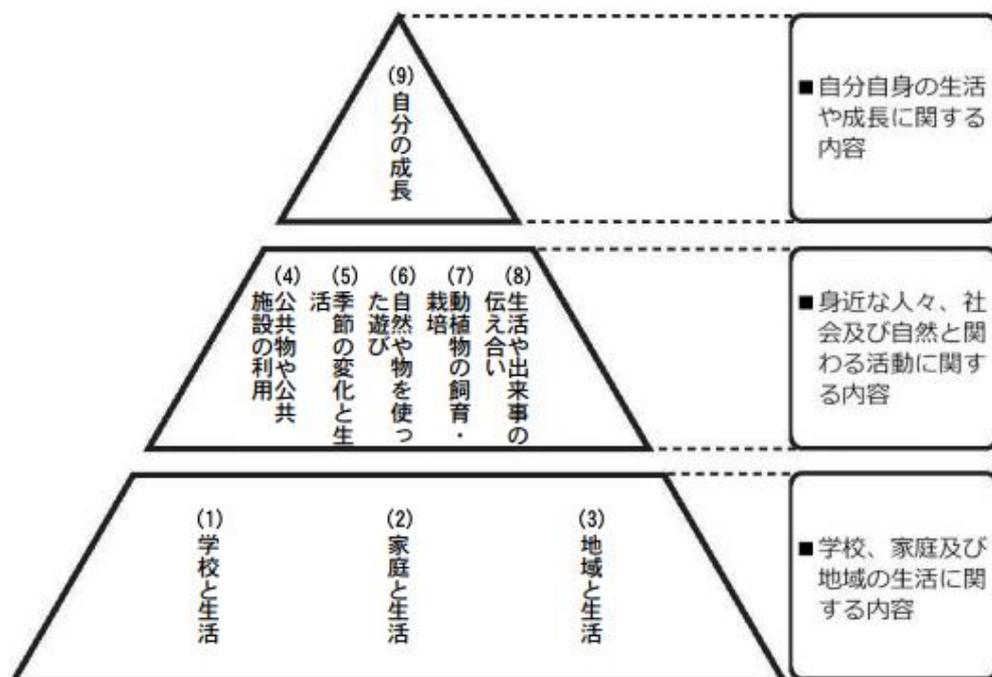
「知識及び技能の基礎」

※生活科における知識の基礎は、「気付き」、技能は、「生活上必要な習慣や技能」である。

(2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。「思考力、判断力、表現力等の基礎」

※生活科の見方を生かして対象について考える方法が示されている。今次の改訂では、「見付ける、比べる、たとえる」という対象を分析的に考える思考に加えて、「試す、見通す、工夫する」という創造的に考える思考が加えられた。

(3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。「学びに向かう力、人間性等」



生活科の内容のまとめ

《学年目標》

- ① 学校、家庭及び地域の生活に関わることを通して、自分と身近な人々、社会及び自然との関わりについて考えることができ、それらのよさやすばらしさ、自分との関わりに気づき、地域に愛着をもち自然を大切にしたり、集団や社会の一員として安全で適切な行動をしたりするようになる。
 ……内容(1)～(3)によって構成される。 **学校、家庭及び地域の生活に関する内容**
- ② 身近な人々、社会及び自然と触れ合ったり関わったりすることを通して、それらを工夫したり楽しんだりすることができ、活動のよさや大切さに気づき、自分たちの遊びや生活をよりよくするようにする。
 ……内容(4)～(8)によって構成される。 **身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容**
- ③ 自分自身を見つめることを通して、自分の生活や成長、身近な人々の支えについて考えることができ、自分のよさや可能性に気づき、意欲と自信をもって生活するようにする。
 ……内容(9)によって構成される。 **自分自身の生活や成長に関する内容**

- ※ 新しい学年の目標は、育成を目指す資質・能力に沿って教科目標と内容をつなぎ、生活科の全体構造を貫く軸としての役割を担っている。
- ※ 「学年の目標」は、教科目標が示す資質・能力を、「内容」が示す「三つの階層」に沿ってまとめ、それぞれの特色を明確にしている。
- ※ 内容(9)については、他の全ての内容にも関連する。

※従来の学年目標(4)「生活科特有の学び方に関すること」については、「指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いについての配慮事項(2)」に示されている。

(3) 生活科の内容

《内容構成の考え方》

生活科の内容(1)から(9)については、ア健康で安全な生活、イ身近な人々との接し方等アからサに示されている内容構成の具体的な視点と①学校の施設、②学校で働く人等①から⑨に示されている学習対象とを組み合わせ、そこに生まれる学習対象を核として育成を目指す資質・能力の三つの柱として内容を構成している。

※生活科で育みたい児童の姿を、どのような対象と関わりながら、どのような活動を行うことによって育てていくかが重要であり、そのこと自体が内容となって構成されている。

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ①指導計画作成に当たっては、年間や単元(題材)など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動を行うこととし、校外での活動を積極的に取り入れること。
- ②児童の発達の段階や特性を踏まえ、2学年間を見通して学習活動を設定すること。(新設)
- ③第2内容(7)については、2学年間にわたって取り扱うものとし、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うようにすること。
- ④他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※第1章総則第2の4の(1) 参照

(前略)低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること(後略)

- ⑤障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。(新設)
※生活科はその教科の特質により多様な認知の特性をもった児童の活躍が期待できる教科である。そこで、困難さを補うという視点だけでなく、得意なことを生かすという視点から配慮し、自己肯定感の醸成につなげていく。
- ⑥第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 指導計画の作成と学習指導

《生活科における指導計画と学習指導の基本的な考え方》

- ①低学年の児童は、活動や思考が一体的であり、その活動は総合的なものである。抽象的な思考よりも具体的な活動や体験の中で感じたことを基に、思考を深めていく傾向があることから、直接体験を重視し2学年間の枠組みで学習を展開していく生活科の特質を踏まえ、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから各教科等の特質に応じた系統的な学びへと円滑に移行していくことを意識した教育課程の編成が大切である。
- ②指導計画を作成する際には、幼児期の教育との連携や接続を意識し学校全体で取り組むスタートカリキュラムを導入することや身の回りの対象を自分との関わりで一体的に捉える生活科の学びを、中学年以降の抽象化・一般化が高まっていく学習にどのようにつなげていくのかを見通して検討することが大切である。

《年間指導計画の作成》

- ①児童一人ひとりの実態に配慮すること
- ②児童の生活圏である地域の環境を生かすこと
- ③各教科等との関わりを見通すこと
- ④幼児期の教育や中学年以降の学習との関わりを見通すこと
- ⑤学校内外の教育資源の活用を図ること

《単元計画の作成》

生活科の単元の特徴を大切に、それぞれの学校で単元の内容を組み合わせたり、単元を構想したり、体験と表現が繰り返される学習過程を設定したりするとともに、児童の成長・発達に沿い、妥当性・信頼性のある評価を行えるよう、創意工夫した単元計画を作成する。

3 Q&A

Q 1 生活科における主体的・対話的で深い学びは、どのように実現されるのでしょうか。

生活科において、具体的な活動や体験に主体的に関わり、友達と伝え合い、様々な方法で表現したり、図鑑等で調べたりすることで対話的な学びにつながります。これらのような活動を通して、気づきが生まれます。生活科でいう気づきとは、対象に対する一人ひとりの認識であり、児童の主体的な活動によって生まれるものです。そこには、知的な側面だけでなく、情意的な側面も含まれます。自分が「あれっ」「どうして」「なるほど」などのように何らかの心の動きを伴って気付くものであり、一人ひとりに生まれた気づきは吟味されたり一般化されていないものの、確かな認識へとつながるものとして重要な役割をもちます。気づきが自覚されたり、一人ひとりに生まれた個別の気づきが関連付けられたり、対象のみならず自分自身についての気づきが生まれたりすることを気づきの質が高まったといいます。この気づきの質の高まりを「深い学び」と捉えます。

Q 2 生活科における見方・考え方とはどのようなことでしょうか。

見方・考え方とは、各教科等における学びの過程で「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という、教科特有の学びの有り様であり、各教科等を学ぶ本質的な意義でもあります。

生活科における見方・考え方は、身近な生活に関わる見方・考え方であり、身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようと考えることやそのための方法です。

Q 3 内容の取扱について特に配慮する部分は、どこですか。

内容の取扱について特に配慮する部分は、「(2) 家庭生活に関わる活動を通して、家庭における家族のことや自分でできることなどについて考えることができ、家庭での生活は互いに支え合っていることが分かり、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気をつけて生活したりしようとする。」です。

この学習を行うにあたっては、時代と共に家庭を取り巻く環境が変化していることから、これまで以上に家庭の状況を踏まえた十分な配慮が求められます。特に、児童によって家族構成や家庭生活の状況が異なることから、各家庭や児童のプライバシーを尊重し、配慮する必要があります。そのため、家庭の理解と協力を得て、個々の家庭の状況を十分把握した上で、一人ひとりの児童の実態を踏まえた適切な学習活動を行うようにします。家庭での実践が難しい場合には、実践の場を学校に求めるなどの工夫も考えられます。これによって児童は安心して学習に取り組むことが出来ます。

生活科は、身近な生活圏を活動や体験の場や対象とするため、生活経験を含めた児童の実態や地域環境等の把握が必要です。

Q 4 幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続していくための生活科の役割は何でしょうか。

今回の改訂では、総則に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた姿を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、(後略)」と示されたとおり、幼児期の教育と小学校教育のつながりが明示されました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明らかになったことで、円滑な接続を図るための手がかりも示されました。幼児期で育ってきたものを小学校の教育課程につなげていくための、「スタートカリキュラム」が重要な役割を担っています。

第6節 音楽

1 改訂のポイント

(1) 学習指導要領改訂の趣旨

☆これまでの基本方針

音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきた。

☆課題（これまでもやっているが、更に充実させたいこと）

- ① 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
- ② 我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
- ③ 生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと

これらの課題をうけて、小学校音楽科では



- ・音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

(2) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。

また、資質・能力の育成に当たっては、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。

何ができるようになるか（音楽科の目標）

主語は子ども

◎表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 生きて働く知識・技能の習得

（何を理解しているか、何ができるか）

→曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(2) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成

（理解していること・できることをどう使うか）

→音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養

（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）

→音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

育成すべき資質・能力の三つの柱 (1)～(3)は相互に関連しあう

*自分の考えをもつ

*思考・判断の過程や結果を言語活動で表す

○内容構成の改善

「A 表現」「B 鑑賞」二つの領域及び〔共通事項〕で構成

- ・「A 表現」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」
 - ・「B 鑑賞」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」
- 指導すべき内容が一層明確になるようにした。

(3) 学習内容、学習指導の改善・充実等

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

三つの柱の一つである「知識及び技能」について、指導内容を明確にした。

「知識」に関する指導内容については、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的内容を領域や分野ごとに事項として示した。「技能」に関する指導内容についても、分野ごとに事項として示した。

→技能は「思考力、判断力、表現力」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 【共通事項】の指導内容の改善

【共通事項】→表現及び鑑賞の活動と切り離して単独で指導するものではないことに充分留意する

中央教育審議会答申において、「学習内容を三つの柱に沿って見直す」とされたこと、『見方・考え方』は、現行の学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である【共通事項】とも深い関わりがある」とされたことなどを踏まえ、従前の【共通事項】の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。

事項ア→「思考力、判断力、表現力等」

音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

事項イ→「知識」

音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

*単にそれぞれの名称などを知るだけではなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切。

③ 言語活動の充実

中央教育審議会答申において、言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされた。

このことを踏まえ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置づけられるよう指導を工夫すること」を配慮事項として示した。

→言葉のやり取りだけでなく、言葉で表したことと音や音楽との関わりが捉えられるようにすることが大切。

④ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

中央教育審議会答申において、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされた。このことを踏まえ、これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。

我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」を新たに示した。

2 指導計画作成上の留意事項

<指導計画作成上の配慮事項>

(1) 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進める

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

(2) 各事項を相互に関連付けた題材の構想

(3) 【共通事項】の指導

(4) 各領域や分野の関連を図った指導計画の工夫 →【共通事項】を要として

(5) 国歌「君が代」の指導 →いずれの学年においても歌えるように

(6) 低学年における指導について、幼稚園教育や生活科との関連

(7) 障がいのある児童などの指導

(8) 道徳科との関連 →道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をする

<内容の取扱いと指導上の配慮事項>

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導の取扱い

- ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。
- イ 音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽と関わることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。
- ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。
- エ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
- オ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

- (2) 和音の指導に当たっては、合唱や合奏などの活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。
また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV7などの和音を中心に指導すること。

- (3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

(4) 歌唱の指導の取扱い

- ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。
- イ 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ソプラノ法を用いること。
- ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して配慮すること。

(5) 楽器の取扱い

- ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- イ 第1学年及び第2学年で取り上げる旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなどの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- オ 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

(6) 音楽づくりの取扱い

- ア 音遊びや即興的な表現では、身近なものから多様な音を探したり、リズムや旋律を模倣したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。その際、適切な条件を設定するなど、児童が無理なく音を選択したり組み合わせたりすることができるよう指導を工夫すること。
- イ どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。
- ウ つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。
- エ 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

- (7) 鑑賞の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

(8) [共通事項]の取扱い 「音楽を形づくっている要素」「用語や記号など」

単にそれぞれの名称などを知るだけでなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮すること。

3 Q & A

Q 1 見方・考え方を働かせることについて

学習指導要領解説によると、音楽的な見方・考え方とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」とあります。

「音楽に関する感性」とは、音楽的な刺激に対する反応、すなわち、音楽的感受性と捉えることができます。「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」は、音や音楽を捉える視点を示しています。

児童が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などを関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いているといえます。

音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、児童の発達の段階に応じた、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現し、このことによって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力は育成されます。

児童が、見方・考え方を働かせることが出来るような授業づくりは、教員にとって重要な視点です。音楽科における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることが期待されています。

Q 2 障がいのある児童などに対する指導について

個々の児童の困難さに留意して、それぞれの児童に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的、組織的に行います。その際には、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえて、適切かつ臨機応変に対応することが求められます。また、児童・生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

例えば、多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりとするなど、視覚的に情報を整理するなどの方法があります。

学校においては、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり翌年度の担任や他教科の担任等に引き継いだりすることも必要です。

Q 3 言語活動を行うときに注意することについて

学習の中で、言語活動を適切に位置づけることが大切です。児童が、音楽に関する言葉を用いて、イメージや感情、思いや意図などをお互いに伝え合う活動を取り入れることで、音によるコミュニケーションが一層充実するようにします。その際、単に言葉のやり取りだけにならないよう、実際に歌ってみたり、繰り返し聴いてみたりすることで、言葉で表したことと、音や音楽との関わりを捉えることができるようにすることが大切です。友達と一緒に、創意工夫して表現することや、創作する喜びを味わったり、音楽には様々な感じ取り方があることに気付いたりすることは、一人ひとりの音楽に対する価値意識を広げることにつながります。

第7節 図画工作

1 改訂のポイント

(1) 改善の趣旨及び要点について

- 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かにかかわる資質・能力を一層重視し、目標及び内容を改善・充実する。
- 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるように、目標及び内容を改善・充実する。

(2) 目標の改善について

※ゴシックは、美術科との違いを示している。

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

知識及び技能	(1) 知識 対象や事象を捉える造形的な視点について 自分の感覚や行為を通して理解するとともに、				
	技能 材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。				
思考力、判断力、表現力等	(2) 造形的なよさや美しさ、 表したいこと、表し方など について考え、				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">表現における思考力、判断力、表現力</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">創造的に発想や構想をしたり、</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">鑑賞における思考力、判断力、表現力</td> </tr> <tr> <td>作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</td> </tr> </table>	表現における思考力、判断力、表現力	創造的に 発想や構想をしたり、	鑑賞における思考力、判断力、表現力	作品など に対する 自分の 見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
表現における思考力、判断力、表現力					
創造的に 発想や構想をしたり、					
鑑賞における思考力、判断力、表現力					
作品など に対する 自分の 見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。					
学びに向かう力、人間性等	(3) つくりだす喜びを味わうとともに、 感性 を育み、				
	楽しく豊かな生活を創造しようとする 態度を養い、 豊かな情操を 培う。				

※ (1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理された。

(改善の視点)

- ・生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視することを示す。
- ・育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの視点で整理して示す。
- ・図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせることを示す。
- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

(3) 図画工作科における「造形的な見方・考え方」

感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと。

- ・「感性」は、様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性を育む重要なものである。
- ・「想像力」は、全ての学年の学習活動において、児童が思いを膨らませたり想像の世界を楽しんだりすることが重要であることから、感性とともに示している。
- ・「対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え」とは、材料や作品、出来事などを、形や色などの視点で捉えることである。
- ・「造形的な視点」は、「形や色など」、「形や色の感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などであり、学習活動により様々な内容が考えられる。
- ・「自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」とは、活動や作品をつくりだすことは、自分にとっての意味や価値をつくりだすことであり、同時に、自分自身をつくりだしていることである。

(4) 学年の目標の改善について

※ゴシックは、学年間の違いを示している。

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
知識及び技能 知識 技能	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して 気付く とともに、 手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い 、 表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して 分かる とともに、 手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い 、 表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して 理解する とともに、 材料や用具を活用し 、 表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
造形的な視点について理解することと、創造的につくったり表したりすることができるようにすることを、発達の段階や学習の系統性を踏まえて示している。			
思考力、判断力、表現力等	(2) 造形的な 面白さや楽しさ 、表したいこと、表し方などについて考え、 楽しく 発想や構想をしたり、 身の回りの作品 などから自分の見方や感じ方を 広げたり することができるようにする。	(2) 造形的な よさや面白さ 、表したいこと、表し方などについて考え、 豊かに 発想や構想をしたり、 身近にある作品 などから自分の見方や感じ方を 広げたり することができるようにする。	(2) 造形的な よさや美しさ 、表したいこと、表し方などについて考え、 創造的に 発想や構想をしたり、 親しみのある作品 などから自分の見方や感じ方を 深めたり することができるようにする。
発想や構想をすることと、自分の見方や感じ方を深めることができるようにすることを、発達の段階や学習の系統性を踏まえて示している。			
学びに向かう力、人間性等	(3) 楽しく 表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり 楽しい生活 を 創造 しようとする態度を養う。	(3) 進んで 表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり 楽しく豊かな生活 を 創造 しようとする態度を養う。	(3) 主体的に 表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり 楽しく豊かな生活 を 創造 しようとする態度を養う。
主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組むこと、つくりだす喜びを味わうこと、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造する態度を養うことを、発達の段階や学習の系統性を踏まえて示している。			

(5) 内容構成の改善について

		項目	事項
領域	A 表現	(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 造形遊びをする活動を通して育成する「 思考力、判断力、表現力等 」 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「 思考力、判断力、表現力等 」
		(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 造形遊びをする活動を通して育成する「 技能 」 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「 技能 」
	B 鑑賞	(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 鑑賞する活動を通して育成する「 思考力、判断力、表現力等 」
(共通事項)		(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 形や色などに関する「 知識 」 イ イメージに関する「 思考力、判断力、表現力等 」

- ・「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」の指導事項の違いを明確に示し、それぞれの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を身に付けることができるようにする。
- ・表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕を、「知識」と「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理して示す。ア「知識」、イ「思考力、判断力、表現力等」
- ・「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものである。

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する事項
 - ・必ずしも1単位時間の授業の中で、すべてが実現されるものではない。言語活動と育成を目指す資質・能力を明確にし、つくり、つくりかえ、つくるという学習過程を重視する。
- ② 「A表現」及び「B鑑賞」の関連に関する事項
 - ・相互の関連を図るようにする。ただし、指導の効果を高める必要がある場合は、児童や学校の実態に応じて「B鑑賞」を独立して行うことができる。
- ③ 〔共通事項〕の指導に関する事項
 - ・「A表現」「B鑑賞」の各活動において〔共通事項〕に配慮した指導計画を作成する。
- ④ 「A表現」の(1)、(2)の関連と指導に相当する授業時数に関する事項
 - ・工作に表わす活動において育成を目指す資質・能力は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「A材料と加工の技術」において育成を目指す「知識及び技能」ともつながる。
 - ・絵や立体と工作に表す活動では、相当する授業時間がおおよそ等しくなるよう計画する。
- ⑤ 適宜共同してつくりだす活動を取り上げることにに関する事項
 - ・児童一人ひとりが共に活動をつくりだしている実感が持てるように工夫する。
- ⑥ 「B鑑賞」に関する事項
 - ・「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導する。
- ⑦ 他教科等や幼稚園教育との関連を図ることにに関する事項
 - ・低学年における教育全体においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をするなど、教科等間の関連を積極的に図る。
- ⑧ 障がいのある児童などへの指導や支援に関する事項
 - ・図画工作科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替えを安易に行うことのないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。
 - ・活動を通して学ぶ図画工作科では、あらかじめ起こり得る様々な困難さを想定して指導計画を立てたり、授業の準備をしたりすることが重要である。
- ⑨ 道徳科などとの関連についての事項
 - ・目標の(3)にあるつくりだす喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、造形的な創造による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 児童の個性を生かした内容の取扱いに関する事項
 - ・表現や鑑賞を幅広く捉え、児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるようにする。
- ② 〔共通事項〕のアとイとの関わりの指導に関する事項
 - ・児童が〔共通事項〕のア（形や色などを理解すること）とイ（自分なりのイメージをもつこと）の関わりに気付くようにする。
- ③ 〔共通事項〕のアの指導に関する事項
 - ・〔共通事項〕のア（＝知識：造形的な視点）の指導に当たっては、発達段階によって捉える事項に配慮し、その後の学年で繰り返し取り上げる。
- ④ 「A表現」の指導に関する事項
 - ・「A表現」の活動の中で、児童が自分のよさや可能性を見出すことができるようにする。
- ⑤ お互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導に関する事項
 - ・教師が日頃から一人ひとりの児童のよさや個性などを認め尊重することが重要である。
- ⑥ 材料や用具に関する事項
 - ・取り扱う材料や用具は必ず経験させる。
- ⑦ 版に表す経験や土を焼成して表す経験ができるようにするにに関する事項
 - ・児童の学校や実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の経験ができるようにする。
- ⑧ 地域の美術館などの利用や連携に関する事項
 - ・児童一人ひとりが能動的な鑑賞ができるように配慮する必要がある。
- ⑨ 言語活動の充実に関する事項
 - ・〔共通事項〕に示す事項を視点として、言語活動を充実させる。
- ⑩ コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することにに関する事項
 - ・ICTの活用が目的にならないように配慮する。
- ⑪ 創造性を大切にすることを養うにに関する事項
 - ・新しいものやことをつくりだそうとすることを大切にした指導を積み重ねる。

3 Q&A

Q 1 教科の目標を実現する上での留意点は何ですか。

教科の目標(1)(2)(3)は相互に関連し合い、一体となって働く性質があります。それぞれの資質・能力は児童が自分と向き合いながら、他者や社会、自然や環境などとの多様な関係の中で活動することによって育成されます。目標の実現に当たっては、それぞれを相互に関連させながら資質・能力の育成を図る必要があります。必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する必要があります。

Q 2 第5学年及第6学年「A表現」(1)アに「空間」が加えられたのは何故ですか。

平成20年度改訂時には「A表現」アの内容において、第3学年と第4学年と、第5学年及び第6学年の違いが分かりにくかったため、発達段階に合わせて整理されました。自分自身を取り囲む場所や、三次元的な奥への広がりなどへの働きかけにより豊かな造形的な活動となるように、「空間」が示されています。

Q 3 II 2 (4) 「A表現」の指導に当たっての配慮事項とは何ですか。

「A表現」の指導に当たっては、児童が自分の思いを大切にしながら、発想や構想をしたり、技能を働かせたりできるような指導をすることの重要性を示しています。児童は、活動しながら様々な思いをもちます。それは、発想や構想に関する思いや技能に関する思いなど、実現したい思いに留まらず、「みんなでつくりたい」、「もっとつくりたい」、「楽しくてたまらない」など、「学びに向かう力、人間性等」に関わる思いもあります。教師は、児童がこのような様々な思いをもっていることを強く心に留め、指導を工夫する必要があります。そのためには、児童の活動の様子をよく見たり、言葉に耳を傾けたりし、児童がどのような思いをもっているのかを知ろうとすることが大切です。そして、活動の全過程を通して、それぞれの児童が自分の思いをもって活動できるような指導計画を作成することが必要です。

Q 4 II 2 (8) 地域の美術館などの利用や連携はどのようにすればよいですか。

利用においては、鑑賞を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成する目的で行うようにするとともに、児童一人ひとりが能動的な鑑賞ができるように配慮する必要があります。それぞれの施設に応じた特性に配慮した上で、施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、学芸員などの専門的な経験や知識を生かして授業するなど、多様な取組が考えられます。

例えば、神奈川県立近代美術館には、様々な教育普及プログラムがあります。

「Museum Box 宝箱」は、収蔵作品1万3千点の中から代表的な作品と、美術館の建物の写真が入った“作品カード”56枚と、展覧会ができるまでの学芸員の仕事を追体験できる“すごろくびじゅつかん”が入っています。鑑賞のきっかけや言語活動の充実を図る上で有効なツールです。

※問い合わせ先 → 神奈川県立近代美術館 「Museum Box 宝箱」

<http://www.moma.pref.kanagawa.jp/museum/education/takarabako/about.html>

第8節 家庭

1 改訂のポイント

(1)改訂の趣旨

- 普段の生活や社会に出て役に立つ、将来生きていく上で重要であるなど、児童生徒の学習への関心や有用感が高いなどの**成果**が見られる中で、家庭生活や社会環境の変化によって家庭や地域の教育機能の低下が指摘される中、家族の一員として協力することへの関心が低いことや家庭での実践や社会に参画することが十分出ない**課題**が見られる。
- **家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢化の進展、持続可能な社会の構築等**、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することができる資質・能力の育成を目指して、目標及び内容について改善を図る。

(2)改訂の要点

- 児童生徒の発達を踏まえ、小・中・高等学校の内容の接続が見えるように、**生活の営みに係る見方・考え方を踏まえて、「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」に関する3つの枠組みに整理した。**〔図1〕
- **空間軸【家庭、地域、社会】と時間軸【これまでの生活、現在の生活、これからの生活、生涯を見通した生活】**という二つの視点からの学校段階に応じた学習対象を明確にした。
- 資質・能力を育成する学習過程〔図2〕を踏まえ、各項目は「知識及び技能」の習得と、「思考力・判断力・表現力等」の育成に関する二つの指導事項ア、イで構成した。

- 生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の**学習過程を重視し**、この過程を踏まえて基礎的な知識・技能の習得に係る内容や、それらを活用して思考力・判断力・表現力等の育成に係る内容について整理した。〔図2〕

(3) 目標の改善

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、**生活をよりよくしようと工夫する資質・能力**を次のとおり育成することを目指す。

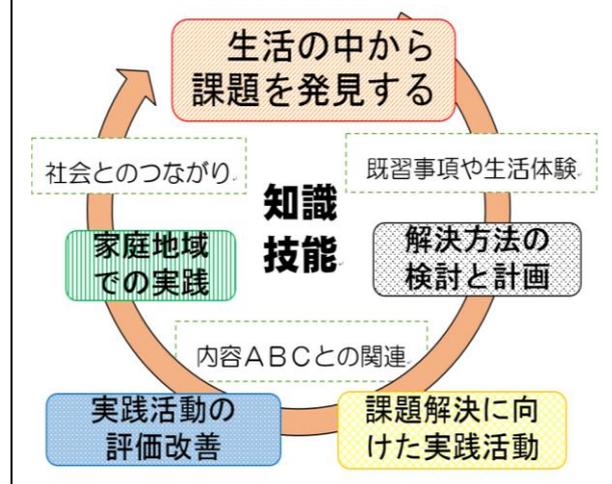
- (1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、**日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付ける**ようにする。「知識・技能」
- (2) **日常生活の中から問題を見だし**て、課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、**課題を解決する力**を養う。「思考力、判断力、表現力等」
- (3) 家庭生活を大切に**心情を育み**、家族や地域の人々との**関わりを考え**、家族の一員として、**生活をよりよくしようと工夫する**実践的な態度を養う。「学びに向かう力、人間性等」

〔図1〕見方・考え方の対象となる生活事象と視点

生活事象 視点	家族・家庭生活	衣食住の生活	消費生活・環境
協力・協働			
健康・快適・安全			
生活の文化 伝承 気付く			
持続可能な社会			

丸は重視する視点であり、各内容関連することを示す

〔図2〕日常生活から問題を見出し、課題を解決する力を養う学習過程のイメージ



2 指導計画作成上の留意点

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ア 資質・能力の育成を目指す授業改善
「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性等」の実現が目標であり、改善はそのための手立てである。
- イ 題材やまとまりの中で「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点をどのように組み立てるか、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを計画する。
- ウ **「主体的な学び」**
題材全体の「見通し→振り返り」、本時の「見通し→振り返り」「新たな課題」等の態度を育む学び。自分の生活が家庭や地域と深く関わっていることを認識したり、自分の成長を自覚して実践する喜びに気付いたりすることができる。
「対話的な学び」
学びの場において協働したり共有したりして、対話から自らの考えを広げたり深めたりできる。
「深い学び」
課題の設定→解決方法→実践→振り返り→評価・発表→改善→家庭や地域での実践などの一連の学習過程から生活に必要な事実に知識が質的に高まり、体系的に概念化（知識のつながり）されたり、技能の定着が図られたりすることができる。

(2) 各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年

- ア 配当する授業時間は、各学校で適切に定める。（項目の数が配当時間の目安）
- イ 履修学年は特定せず、他教科との関連や中学校との系統性を考え配列する。
- ウ 指導事項アは、「知識及び技能」の習得に係る事項、指導事項イは、アを活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成することに係る事項とし、アで身に付けたことを、指導事項イで、学習過程を踏まえて取り扱う。

(3) 「A家族・家庭生活」の(4)の指導(新設)

2年間で内容A(4)を一つまたは二つ扱うかを児童等の実情に合わせ計画する。

(4) 段階的な題材の配列(並べ方)

B(2)「調理の基礎」及びB(5)「生活を豊かにするための布を用いた製作」は、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り、学習が無理なく且つ確実に定着するために2学年にわたって扱うようにする。

(5) 題材の構成(組合せ)

家庭生活を総合的にとらえることができるよう、内容Aから内容Cまでの項目や指導事項の相互の関連を図る。

(6) 障害のある児童への指導

インクルーシブ教育のシステム構築をめざし、指示の視覚化、実物の教材の工夫、ICT機器の活用など、学習に集中できる環境を整備する。

(7) 道徳の時間などとの関連

家庭生活を大切にす心情を育む、家族への敬愛、伝統文化の継承など家庭科の特質に応じて適切な指導を行う。

(8) 共通の配慮事項

- ア 家庭を取り巻く環境が変化している中、家庭の状況を踏まえた十分に配慮する。
- イ プライバシーを尊重しつつ、家庭の理解と協力を得る。
- ウ 安全面への十分な配慮、安全点検、安全管理、安全規制などを徹底する。
- エ 生活の科学的な理解を深める実践的・体験的な活動を取り入れたり、地域で実践発表する機会を設けたりして、家庭や地域と連携して効果的に学習が進められるよう配慮する。

(9) 各項目のポイント

「内容：A、B、C」「項目：(1)、(2)、(3)」「指導事項：ア、イ」で表記

【内容 A 家族・家庭生活】

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

- ① アは、家族・家庭の基本的な機能として、内容 A～C 全てに関わることを理解を図る。
- ② ガイダンスとしての役割は、生活の見方・考え方の全ての視点につながるものである。

(2) 家庭生活と仕事

- ① 家庭での実践が難しい場合は、実践の場を学校に求めるなどの配慮をする。
- ② 家庭の仕事の分担と生活時間の有効な使い方についての関連を図る。

(3) 家族や地域の人々との関わり

- ① 異なる世代との交流は、地域の中でともに生活するという視点で理解を深める。
- ② 例えば児童会活動を通じての地域活動は、特活との連携を図ることも考えられる。

(4) 生活の課題と実践(新設)

- (2) または (3) の指導事項ア及びイや生活経験を基に生活を見つめることを通して、問題を見出し、内容 B、C で学習した内容と関連させて課題を設定する。

【内容 B 衣食住の生活】

(1) 食事の役割

- ① 食事の仕方についての理解を図る。(新規)
- ② 4 学年までの生活経験等で身につけていたとしても、教科書を使って理解を図る。

(2) 調理の基礎【調理】

- ① ゆでる材料として「青菜とじゃがいも」をともに題材として指定する。(新規)
- ② 生の魚や肉は扱わない。安全・衛生面から、中学校で実施する。

(3) 栄養を考えた食事【献立作成】

- ① 献立を構成する要素として、「主食・主菜・副菜」の表記に統一する。(新規)
- ② 食育の充実を図る。(日本人の伝統的な食文化・栄養教諭や地域の教育力の活用)

(4) 衣服の着用と手入れ

- ① 衣服の主な働きとして、安全の確保や危険の回避の理解を図る。(新規)
- ② 日常着の手入れや衣服の管理は、必要性等の仕組みについて理解を図る。

(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作

- ① 生活を豊かにするとは、快適・便利・自身が豊かな気持ちになる等と捉える。
- ② 日常生活で使用する袋の製作は、ゆとりや縫いしろの技能の習得を図る。(新規)

(6) 快適な住まい方

- ① 快適な着方と関連して、快適な住まい方についての理解を図る。
- ② 住まい方における生活文化の理解を図る。(ひさし、よしず、すだれ、打ち水等)
- ③ 通風と換気の理解を深める。(暑さ寒さ、結露、カビの防止など快適に住まう視点)
- ④ 整理・整頓や不要品の活用等、防災・安全、中学の家庭内事故へとつなげる。
- ⑤ 採光(目の健康)や音(新規)は、実験や観察など科学的な根拠を伴った理解を図る。

食生活

衣生活

住生活

【内容 C 消費生活・環境】

(1) 物や金銭の使い方と買物

- ① 買う人の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立することの理解を図る。(新規)
- ② 消費者の役割についての 3 つの視点「必要か・最後まで使い切る・環境に与える影響」

(2) 環境に配慮した生活

- ① 環境に配慮した 3 つの視点「物を長く大切に活用・無駄なく使い切る・別の用途に再利用」
- ② 調理実習の材料、水、電気、ガスをグループで振り返るなど、生活経験と結びつける。

3 Q & A

Q 1 年間指導計画作成に向けて、特に大切にしたいことは何ですか。

児童や学校、地域の実態等に応じて、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間を見通して題材を配列することが大切です。

また題材など内容や時間のまとまりの中で、育てたい力に向け、児童の対話的な学びを中心にする場面と教師がしっかりと説明する場面等を意図的に組み立てるなど、学習過程の流れを考えることが大切です。

更に、「A家族と家庭生活」の(1)ア「自分の成長の自覚、家庭生活と家族の大切さ、家族との協力」は、ガイダンスとして2学年の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修し、全ての内容及び項目と関連させて計画作成することが大切です。

Q 2 生活の営みに係る見方・考え方を働かせるとは、どのようなことですか。

見方・考え方とは、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働」「健康・快適・安全」「生活文化の継承・創造」「持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することを示しています。

家庭科で扱う全ての内容に共通する視点であり、相互に関わり合っています。取り上げる内容や題材構成によって、どの視点を重視するのか適切に定め、教科として社会を生き抜く力を育てていきます。

Q 3 「A家族・家庭生活」の(4)の課題と実践はどのように扱えばよいですか。

「A家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修します。その際、「A家族・家庭生活」の(2)又は(3)、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにします。

これまでの学習の中で疑問に思ったことや更に探究したいこと、自分にできることなどを考え、身に付けた知識及び技能などを活用して、計画を立てて、家族や地域の人々と関わりながら実践できるように扱います。

Q 4 体験的な活動を通して学習する教科として、特に配慮することは何ですか。

大きく二つの点が考えられます。

一つ目は、これまで以上に家庭の状況を踏まえた十分な配慮が大切です。特に児童によって家族構成や家庭生活の状況が異なることから、各家庭や児童のプライバシーを尊重し、配慮する必要があります。そのため、家庭の理解と協力を得て、一人一人の児童の実態を踏まえた適切な学習活動を行うようにします。

二つ目は、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、熱源や用具などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底することです。食物アレルギーについては、児童の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め、発症の原因となりやすい食物の管理や、発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等をもとに事前確認を行うとともに、保護者や関係機関等との情報共有を確実にを行い、事故の防止に努めます。

また、小学校の調理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないこととしています。児童が家庭から食品を持参する場合も含め、指導者が安全面や衛生面について十分配慮し、匂いや色を確かめたり、保管に留意したりします。

これらの配慮事項は、特に小中学校における情報の共有や対応の連携などが大切です。

第9節 体育

1 改訂のポイント

(1) 改訂の要点

【運動領域】

- 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視した目標及び内容の構造の見直し
- 「カリキュラム・マネジメント」及び「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を推進する観点から、系統性を踏まえた指導内容の一層の充実
(発達段階のまとまりを考慮し、各領域で育成することを目指す具体的な内容)
- 運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるような指導内容の充実
(体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、共生の視点を重視した改善)
- 内容の一層の明確化（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）

【保健領域】

- 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容の改善
- 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容の明確化
- 「技能」に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善
- 運動領域との一層の関連を図る内容等の改善

(2) 教科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。＝「知識及び技能」
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。＝「思考力、判断力、表現力等」
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。＝「学びに向かう力、人間性等」

(3) 各学年の目標

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
(1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。	(1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。	(1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
(2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。	(2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。	(2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
(3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。	(3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達のを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。	(3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

2 指導計画作成の留意点

(1) 運動領域の内容と内容の取扱い

	第1学年及び第2学年【低学年】	第3学年及び第4学年【中学年】	第5学年及び第6学年【高学年】
体づくり運動系	A 体づくりの運動遊び ア 体ほぐしの運動遊び イ 多様な動きをつくる運動遊び	A 体づくり運動 ア 体ほぐしの運動 イ 多様な動きをつくる運動	A 体づくり運動 ア 体ほぐしの運動 イ 体の動きを高める運動
	<p>【全学年】○2学年間にわたって指導する。 (低学年は、「体ほぐしの運動遊び」及び「多様な動きをつくる運動遊び」をそれぞれの学年で指導する。中学年は、「体ほぐしの運動」及び「多様な動きをつくる運動」をそれぞれの学年で指導する。高学年は、「体ほぐしの運動」及び「体の動きを高める運動」をそれぞれの学年で指導する。)</p> <p>【高学年】○「体の動きを高める運動」は、体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導し、その際、音楽に合わせて運動するなどの工夫を図る。 ○「体ほぐしの運動」と「保健」の「不安や悩みなどへの対処」は、相互の関連を図って指導する。</p>		
器械運動系	B 器械・器具を使つての運動遊び ア 固定施設を使つた運動遊び イ マットを使つた運動遊び ウ 鉄棒を使つた運動遊び エ 跳び箱を使つた運動遊び	B 器械運動 ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 跳び箱運動	B 器械運動 ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 跳び箱運動
陸上運動系	C 走・跳の運動遊び ア 走の運動遊び イ 跳の運動遊び	C 走・跳の運動 ア かけっこ・リレー イ 小型ハードル走 ウ 幅跳び エ 高跳び	C 陸上運動 ア 短距離走・リレー イ ハードル走 ウ 走り幅跳び エ 走り高跳び
	【全学年】○児童の実態に応じて「投の運動(遊び)」を加えて指導することができる。		
水泳運動系	D 水遊び ア 水の中を移動する運動遊び イ もぐる・浮く運動遊び	D 水泳運動 ア 浮いて進む運動 イ もぐる・浮く運動	D 水泳運動 ア クロール イ 平泳ぎ ウ 安全確保につながる運動
	【高学年】○「クロール」及び「平泳ぎ」は、水中からのスタートを指導する。 ○学校の実態に応じて「背泳ぎ」を加えて指導することができる。		
ボール運動系	E ゲーム ア ボールゲーム イ 鬼遊び	E ゲーム ア ゴール型ゲーム イ ネット型ゲーム ウ ベースボール型ゲーム	E ボール運動 ア ゴール型 イ ネット型 ウ ベースボール型
	<p>【中学年】○「ゴール型ゲーム」は、「味方チームと相手チームが入り混じって得点を取り合うゲーム」及び「陣地を取り合うゲーム」を取り扱う。(「ハンドボール、ポートボール、ラインサッカー、フットサルなどを基にした易しいゲーム」と、「タグラグビー、フラッグフットボールなどを基にした易しいゲーム」をどちらも取り扱う。)</p> <p>【高学年】○「ゴール型」はバスケットボール及びサッカーを、「ネット型」はソフトバレーボールを、「ベースボール型」はソフトボールを主として取り扱うものとするが、これに替えてハンドボール、タグラグビー、フラッグフットボールなど各型に応じたその他のボール運動を指導することができる。 ○「ベースボール型」は、学校の実態に応じて取り扱わないことができる。(運動場が狭く実施が難しい場合)</p>		
表現運動系	F 表現リズム遊び ア 表現遊び イ リズム遊び	F 表現運動 ア 表現 イ リズムダンス	F 表現運動 ア 表現 イ フォークダンス
	<p>【低学年】○「リズム遊び」は、簡単なフォークダンスを含めて指導することができる。(その場ですぐに覚えて踊ることができる易しい踊りを取り上げる。)</p> <p>【中学年】○学校や地域の実態に応じて「フォークダンス」を加えて指導することができる。 【高学年】○学校や地域の実態に応じて「リズムダンス」を加えて指導することができる。</p>		
	【低学年】○学校や地域の実態に応じて「歌や運動を伴う伝承遊び」及び「自然の中での運動遊び」を加えて指導することができる。		

(2) 保健領域の内容と内容の取扱い（運動領域と保健領域との関連を含む）

	第1学年及び第2学年【低学年】	第3学年及び第4学年【中学年】	第5学年及び第6学年【高学年】
保 健		(1) 健康な生活 (2) 体の発育・発達	(1) 心の健康 (2) けがの防止 (3) 病気の予防
	<p>【中学年】○「健康な生活」を第3学年で指導し、学校でも、健康診断や学校給食など様々な活動が行われていることについて触れるものとする。</p> <p>○「体の発育・発達」は第4学年で指導し、自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気付き、それらを肯定的に受け止めることが大切であることについて触れるものとする。</p> <p>【高学年】○「心の健康」及び「けがの防止」は第5学年で指導する。</p> <p>○「病気の予防」は第6学年で指導し、「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」の薬物は、有機溶剤の心身への影響を中心に取扱い、覚醒剤等についても触れるものとする。</p> <p>○けがや病気からの回復についても触れるものとする。</p>		
運 動 領 域 と 保 健 領 域 と の 関 連	<p>【低学年】○各領域の各内容は、運動と健康が関わっていることについての具体的な考えがもてるように指導する。（体は、活発に運動をしたり長く運動をしたりすると、汗が出たり、心臓の鼓動や呼吸が速くなったりすること、体を使って元気に運動することは、体をじょうぶにし、健康によいことなど）</p> <p>【中学年】○各領域の各内容は、運動と健康が関わっていることについての具体的な考えがもてるように指導する。（「体の発育・発達」で「生涯を通じて骨や筋肉などを丈夫にする効果が期待されること」の知識として習得したことを「体づくり運動」の「跳ぶ、はねるなどの動きで構成される運動」を通じて行うなど）</p> <p>【高学年】○各領域の各内容は、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意する。（「病気の予防」について、全身を使った運動を日常的に行うことが、現在のみならず大人になってからの病気の予防の方法としても重要であると理解する、各運動領域で学習したことを基に日常的に運動に親しむことを関連付けるなど）</p>		

(3) 指導計画の作成と内容の取扱い

【指導計画の作成についての配慮事項】

○児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにする。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図る。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意する。

○授業時数の配当について

- | | |
|--------|---|
| 【運動領域】 | ・一部の領域の指導に偏らない配当をする。（領域別の配当は幅をもって考えてよい。） |
| 【保健領域】 | ・中学年で8単位時間程度、高学年で16単位時間程度とする。
・効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当する。 |

○低学年の指導と幼児期の教育との関連について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・体を使った遊びの要素を取り入れて楽しく運動遊びに取り組み、健康な心と体の育成を図る など ・生活科と関連付け、施設や用具の安全に気を付けて運動遊びができるようにしたり、水遊びの心得を守るなど危険を回避することができるようにしたりする など |
|---|

○障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に補助しながら行ったりするなどの配慮をする。 ・勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情が抑えられなかったりする場合には、活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。 |
|--|

○道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切に指導を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・最後まで粘り強く取り組む、気持ちのよい挨拶をする、仲間と協力する、勝敗を受け入れる、フェアなプレイを大切にする、仲間の考えや取組を理解する など。 ・生活習慣の大切さを知り、自己の生活を見直す。 |
|---|

【内容の取扱いについての配慮事項】

○学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫する。

- ・運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫する。
- ・障がいのある児童などへの指導の際には、周りの児童が様々な特性を尊重するよう指導する。

○コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行う。

- ・筋道を立てて練習や作戦について話し合うこと
- ・身近な健康の保持増進について話し合うこと など

○コンピュータや情報通信ネットワークなど情報手段の活用について

- ・積極的に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫する。
- ・情報機器の基本的な操作についても、内容に応じて取り扱う。

○具体的な体験を伴う学習を取り入れるよう工夫する

- 【運動領域】・パラリンピック競技などの障がい者スポーツの体験や、スポーツ大会の企画・運営 など
- 【保健領域】・「不安や悩みなどへの対処」や「けがの手当て」の実習 など

○「体ほぐしの運動(遊び)」は、各学年の各領域においてもその趣旨を生かした指導ができる。

○「D 水遊び」及び「D 水泳運動」の指導は、適切な水泳場の確保が困難な場合（学校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場がない場合）にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げる。

○オリンピック・パラリンピックに関する指導として、ルールやマナーを遵守するやフェアなプレイを大切にするなど、児童の発達段階に応じて、各種の運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにする。

○集合、整頓、列の増減などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導は、各学年の各領域（保健を除く）において適切に行う。

○自然との関わりの深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導は、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意する。

○運動、食事、休養及び睡眠（保健の内容）は、食育の観点も踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮をするとともに、第3学年以上の各領域（保健を除く）及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うようにする。

○保健の指導における健康に関心をもてるようにする指導方法の工夫について

- ・身近な日常生活の体験や事例などを題材にした話合い、思考が深まる発問の工夫や思考を促す資料の提示、課題の解決的な活動や発表、ブレインストーミング、応急手当などの実習、実験などを取り入れる
- ・必要に応じて地域の人材の活用や養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などとの連携・協力を推進する など

3 Q&A

Q1 「体育や保健の見方・考え方を働かせる」とは、どのようなことですか？

体育では、体育や保健の見方・考え方を働かせる学習過程を工夫することにより、体育科で育成を目指す資質・能力がより豊かになり、体育科の目標である、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」の育成につなげることを目指します。

運動領域では、体力や技能の程度、年齢や性別、障がいの有無等に関らず、運動やスポーツの特性や魅力を実感したり、運動やスポーツが多様な人々を結び付けたり豊かな人生を送ったりする上で重要であることを認識したりすることが求められます。その際、各種の運動やスポーツが有する楽しさや喜び及び関連して高まる体力などの視点から、自己の適性等に応じた多様な関わり方を見出すことができるようになることが必要です。

保健領域では、環境が大きく変化している中で、生涯にわたって正しい健康情報を選択したり、健康に関する課題を適切に解決したりすることが求められます。その際、保健に関わる原則や概念を根拠としたり活用したりして、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、さらには健康を支える環境づくりを目指して、情報選択や課題解決に主体的に取り組むことができるようになることが必要です。

Q2 年間指導計画の作成において、留意すべきことはどのようなことですか？

年間指導計画は、「指導計画の作成と内容の取扱い」を踏まえて、6年間の見通しをもって作成することとなりますが、運動領域と保健領域の指導内容の関連を踏まえること、体育・健康に関する指導につながる健康安全・体育的行事等との関連について見通しをもつことなど、体育科を中心とした「カリキュラム・マネジメント」の視点が大切です。また、年間指導計画で配当した単元ごとの指導計画を作成する際は、具体的な指導内容を計画的に配当し、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導を充実することが大切です。そして、必要に応じて、地域の人的・物的資源等の活用を検討しておくことも大切です。

第10節 外国語

1 導入のポイント

(1) 導入の趣旨

これまでの外国語教育の成果と課題等を踏まえて、導入された。

- グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、一部の職種や職業だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定される。
- 外国語を通じて、言語や文化について理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどの確に理解したり適切に伝えたりする力を身に付けるために指導の充実が図られている。
- 児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が認められる。一方で、学校段階間の接続の不十分さに課題がある。
- 外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、総合的・系統的に教科としての外国語を行うとともに、中学校への接続を図ることが必要である。

(2) 導入の要点

① 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方

外国語によるコミュニケーションの中で、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で考えていくかという物事を捉える視点や考え方。外国語でコミュニケーションを図る「根本」となるもの。

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること。

② 外国語科の目標

外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、**各学校段階の学びを接続させる**とともに、「**外国語を使って何ができるようになるか**」を明確にするという観点から設定している。

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、**コミュニケーションを図る基礎**となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【知識及び技能】

外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語の違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技術を身に付けるようにする。

【思考力・判断力・表現力等】

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

【学びに向かう力・人間性等】

外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

③ 英語の目標及び内容

ア 目標

「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の五つの領域について目標を設定している。また、より弾力的な指導ができるよう、学年ごとではなく、2学年間を通した目標である。

聞くこと	読むこと	話すこと〔やり取り〕
<p>ア ゆっくりはっきりと話されれば、自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を聞き取ることができるようにする。</p> <p>イ ゆっくりはっきりと話されれば、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、具体的な情報を聞き取ることができるようにする。</p> <p>ウ ゆっくりはっきりと話されれば、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、短い話の概要を捉えることができるようにする。</p>	<p>ア 活字体で書かれた文字を識別し、その読み方を発音することができるようにする。</p> <p>「読み方」とは、文字の名称の読み方であり、文字を見てその名称を発音できるようにする。</p> <p>イ 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現の意味が分かるようにする。</p> <p>語の中で用いられる場合の文字が示す音の読み方を指導する。<u>小学校では音声と文字とを関連付ける指導に留める。</u></p>	<p>ア 基本的な表現を用いて指示、依頼をしたり、それに応じたりすることができるようにする。</p> <p>イ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うことができるようにする。</p> <p>ウ 自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問したり質問に答えたりして、伝え合うことができるようにする。</p>
話すこと〔発表〕	書くこと	<p>* 「聞くこと」、「話すこと」は習得、「読むこと」、「書くこと」は慣れ親しみが目標となる。ただし、活字体の大文字・小文字は、書くことができるように指導する。</p> <p>※語順を意識しながら、語と語の区切りに注意しながら書き写すことができるように指導する。また、英語で書かれた文章を参考にして、その中の一部を書き換えて文章を書くことができるように指導する。</p>
<p>ア 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。</p> <p>イ 自分のことについて、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。</p> <p>ウ 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。</p>	<p>ア 大文字、小文字を活字体で書くことができるようにする。また、語順を意識しながら音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を書き写すことができるようにする。</p> <p>小学校の段階で、大文字及び小文字を正しく書き分けることができるようにする。</p> <p>イ 自分のことや身近で簡単な事柄について、例文を参考に、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて書くことができるようにする。</p>	

イ 内容

知識及び技能

(1) 英語の特徴やきまりに関する事項

実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語の違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基本的な技能を身に付けるようにする。

思考力、判断力、表現力等

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で話したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるようにする。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

「思考力・判断力・表現力等」を育成するに当たり、「知識及び技能」に示す事項を活用して「聞くこと」「読むこと」、「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域ごと具体的な言語活動を通して指導する。また言語の働きに関する事項を適切に取り上げて指導する。

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成と内容の取扱いについては、次のような改善が図られた。第3学年及び第4学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意した上で指導計画を作成することが大切である。

- ・言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものがあることに留意する。
- ・「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字を関連付けて指導する。
- ・文と文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で、基本的な表現として繰り返し触れることを通して指導する。

(2) 障がいのある児童などへの指導

○ 外国語科における特色

外国語活動と同様に、音声による情報を処理することが困難な児童への配慮に加えて、一つの単語の文字数が多い、長い文など複雑な文字情報になると、手掛かりをつかんだり、細部に注意をむけたりするのが難しい児童への配慮が大切である。

○ 外国語科における配慮

外国語の文字を提示する際は、語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう、字体をそろえる、線上に文字を書く、語彙・表現などを記したカードを黒板に貼るなど、児童が見やすい位置や順序など、表記の仕方や貼り方に配慮する必要がある。

3 Q&A

Q1 「読むこと」については、どのようなことを指導するのですか。また、どのようなことに留意して指導することが必要ですか。

「活字体で書かれた文字を識別し、その読み方を発音できるようにする。」こと、及び「音声で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現の意味が分かるようにする。」ことについて指導します。

文字については、文字を見てその名称が発音できることを示しています。外国語活動で「聞いて分かるようになった」活字体の大文字・小文字を、外国語科では自分で読めるように指導します。

また、語句や表現については、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現に限られるものであり、写真やイラスト等の言語外情報を伴って示された際に、その語句や表現を推測して読むことができるように指導します。

Q2 「書くこと」については、どのようなことを指導するのですか。また、どのようなことに留意してしどうすることが必要ですか。

大文字、小文字を活字体で正しく書くことができるようにします。これまで中学校での指導内容であったことを、小学校で扱うこととなります。

また、英語の語順を意識しながら簡単な語句や基本的な表現を書き写したり、例文を参考にして書いたりできるように指導します。その際、その語句や表現、英文は音声で慣れ親しんだものであることに留意します。

Q3 外国語科では、どのくらいの語数を指導しますか。また、どの程度までできるように指導することが必要ですか。

外国語活動で取り扱った語を含んだ、中学校の学習でも基礎となり、繰り返し学ぶことが期待される600～700語程度の語を指導します。

これらの語彙を全て覚えて使いこなすということではなく、聞いたり読んだりして意味が理解できる「受容語彙」と話したり書いたりして表現できる「発信語彙」とに分けて指導することが重要です。

Q4 なぜ、小学校の外国語科では「文型」や「文法」ではなく、「文構造」という用語を用いるのですか。

これまで外国語教育の中で見られたような、言語活動の中で文法の用語や用法の指導を行うのではなく、これからの外国語教育では、基本的な表現として繰り返し聞いたり、話したりするなど、活用することをとおして、日本語と英語の語順の違い等の気付きを促すこととしているためです。

Q5 三人称の主語（he、she など）や動名詞や過去形を指導する際に、どのようなことに留意する必要がありますか。

代名詞を含む文は、基本的な一つの英文として扱い、代名詞だけを独立して指導することがないようにします。he や she などの使い方を文法の解説をしたり複雑な文になったりしないような指導が必要です。また、動名詞や過去形についても、その使い方について焦点を当てて指導するのではなく、I like playing tennis. や I went to Okinawa. のように、一つの表現として指導することとします。

第3章 特別の教科 道徳

1 改訂のポイント

学校教育法施行規則が改正され、これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）として新たに位置付けるとともに、一人ひとりの児童が、答えが一つではない課題に道徳的に向き合う「考える道徳」「議論する道徳」への質的な転換により、道徳教育の充実・強化を図ることを目的としています。

また、道徳教育の特性から、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、道徳教育の要となって人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないなど、他の教科とは異なる側面もあることから、「特別の教科」とした。

(1) 目標を明確で分かりやすいものに改善

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、道徳教育の要である道徳科も、最終的には「道徳性の育成」が目標であることを分かりやすく表現するとともに、道徳科の目標では、道徳性を養うために育成すべき資質・能力を明示している。

道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育の目標と同じ

道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

育成すべき資質・能力

(2) 道徳の内容を発達の段階を踏まえた体系的なものに改善

小学校から中学校までの内容の体系的性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断、自律、自由と責任」などの言葉を付し、内容項目のまとめりとして示していた4つの視点の記述を右のように改めた。

- 1 主として自分自身に関すること
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

(3) 多様な方法を取り入れた指導

言語活動を生かした学習の展開、児童の発達の段階や特性等を考慮し、道徳科の特質を生かした授業を行う際の指導方法の工夫例として、読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等が示された。

(4) 道徳科の評価

道徳科の指導に際して、「児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握」と示された。また、数値などによる評価は行わないことについては従前通りである。

道徳科に関する評価の基本的な考え方

- ・数値による評価ではなく、記述式とすること。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ・他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う。
- ・学習活動において児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- ・発達障害等のある児童が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと。
- ・調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること。

2 指導計画作成上の留意点

学校教育全体としての道徳教育に関することは「第1章 総則」に、道徳科に関することは「第3章 特別の教科 道徳」へと整理され構造化された。

○ 第1章 総則における道徳教育の改善

(1) 全体計画の作成等に関わること

道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと、また、各教科等で行う道徳教育の指導の内容及び時期等を示すこと。



キーワード ・校長の方針の明確化 ・道徳教育推進教師の役割
・道徳教育全体計画の意義、内容 ・各教科等における道徳教育（別業）

(2) 家庭や地域社会との連携に関すること

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることが示された。



キーワード ・情報発信 ・相互連携

○ 第3章 特別の教科 道徳の改善

(1) 第1 目標

「各教科等との密接な関連や計画的、発展的な指導による補充、深化、統合」を、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いに転記し、目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」こととして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同一にした。

また、「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める」ことを、学習活動として具体化し「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改め、「道徳的実践力を育成する」ことを、具体的に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」こととした。

(2) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画に関すること

全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は、第1章 総則に移行し、道徳科の年間指導計画に関わる事項のみ記載し、指導計画の創意工夫を生かす例示を加えた。



1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げるものとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

イ 主体的な学習に関すること

児童が自らの道徳性を養うことへの配慮事項を、自ら振り返ること、道徳性を養うことの意義について自ら考え、理解することなどを加えて具体的に示した。

➡ (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

ウ 言語活動の充実に関すること

児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動を具体的に示した。

➡ (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

エ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

道徳科の特質を生かした指導を行う際の指導方法の工夫例を、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等として示した。

➡ (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

オ 家庭や地域社会との連携に関すること

道徳科の授業に関わってその実施や教材開発や活用などに各分野の専門家等の積極的な参加や協力を加えた。

➡ (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

カ 教材の開発や活用等に関すること

教材の開発や活用に関しては、多様な教材の開発や活用について、生命の尊厳、情報化への対応等の現代的な課題などを加え具体的に例示し、教材の具備すべき要件を示した。

➡ (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、・・・(中略)・・・充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。・・・(中略)・・・偏った取扱いがなされていないものであること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

(3) 道徳科の評価

ア 発達障害等のある児童や海外から帰国した児童、日本語習得に困難のある児童等に対する配慮

発達障害等のある児童に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

➡ 例 他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りに解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあるなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導の工夫が必要である。

3 Q&A

Q1 道徳教育と道徳科の違いは何ですか。

道徳教育は教育活動全体を通じて行うもの、道徳科は年間 35 時間（小学校 1 年は 34 時間）行う授業のことをいいます。学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものです。

Q2 学校の道徳教育の重点目標はどのようなことに留意すればよいですか。

道徳教育を全教職員が共通理解して一体となって推進するために、学校として育てようとする児童の姿を明らかにすることです。そのために、校長の方針に基づいて、学校の道徳教育の目標を設定して指導することが大切です。よって、各学校によって目標は異なります。

Q3 重点内容項目とはどのようなことですか。

重点内容項目とは、各学校の道徳教育の目標を踏まえ、重点的に指導すると設定された内容項目のことです。（内容項目は、「第 3 章 特別の教科 道徳」の「第 2 内容」で示されています。）道徳科において、各学年により内容項目の数は異なりますが、重点的ということで複数の時間指導することになります。各学校によって道徳教育の目標が異なることから、各学校の重点内容項目も異なってきます。

Q4 道徳科では、一般的な価値観や規範意識を教え込むことになりませんか。

道徳科の学習では、価値観や規範意識を教え込むことではなく、児童が自分との関わりで道徳的価値についての理解を図り、自分自身をしっかりと見つめる学習を通して、自己の生き方についての考えを深めるようにすることが大切です。

Q5 配布される教科書以外にも、副読本や自作資料等、他の資料を使用してもよいのでしょうか。

授業で活用する主たる教材は、教科書であることが基本となります。しかし、学校の重点内容項目などを加味して、他の資料を活用することも考えられます。道徳科の授業は、年間指導計画に基づき行われることから、計画的、発展的に指導することが大切です。

Q6 道徳科の評価はどうすればよいのでしょうか。

学習活動において児童が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ自律的に思考する中で、次の 2 点を重視することが重要とされています。

- ① 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
- ② 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

これらのことは、道徳科の目標に明記された学習活動に注目して評価を行うということです。

Q7 授業後の児童の様子や行動の変容からも、児童の道徳性を評価してもよいのでしょうか。

道徳科の評価では、児童の行動の変容ではなく、「道徳科の学習状況や道徳性に係る成長の様子」を評価します。日頃の児童の行動については、指導要録の「行動の記録」に示すこととなります。

Q8 評価が悪かった児童は、人間性を否定されたことになりませんか。

道徳科の評価は、数値による評価ではなく記述式です。また、他の児童との比較による相対評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行います。よって、児童の問題点を指摘するような評価ではないことに留意することが大切です。

第4章 外国語活動

1 中学年における外国語活動導入のポイント

(1) 導入の趣旨

これまでの外国語教育の成果と課題等を踏まえて、新たに中学年の外国語活動が導入された。

- グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、一部の職種や職業だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定される。
- 外国語を通じて、言語や文化について理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどの確に理解したり適切に伝えたりする力を身に付けるために指導の充実が図られている。
- 児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が認められる。一方で、学校段階間の接続の不十分さに課題がある。
- 外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、総合的・系統的に教科としての外国語を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視する。

(2) 導入の要点

① 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方

外国語によるコミュニケーションの中で、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくかという物事を捉える視点や考え方。外国語でコミュニケーションを図る「根本」となるもの。

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること。

② 外国語活動の目標

外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から設定している。

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

【知識及び技能】

外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声との違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。

【思考力・判断力・表現力等】

身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

【学びに向かう力・人間性等】

外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

③ 英語の目標及び内容

ア 目標

外国語活動の目標を踏まえて、英語学習における領域別の具体的な目標が設定されている。

「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の五つの領域のうち、外国語活動においては、次の音声面を中心とした三つの領域について目標を設定している。

また、より弾力的な指導ができるよう、学年ごとではなく、2学年間を通した目標である。

聞くこと

ア ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。

「ゆっくりはっきり話された際」という条件がある。表現や話の内容まで聞き取れることは求められず、語句を聞き取ったり、おおよその内容が分かることに限られる。

イ ゆっくりはっきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする。

ウ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。

「読み方」とは、文字が示す音ではなく、文字の名称の読み方を指している。

外国語活動では、習得を求めないため文末は「～ようにする」としている。

話すこと〔やり取り〕

ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。

児童が興味・関心を持つことを題材とし、必然性のある場面設定を行うことが必要。

イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。

ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の周りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。

「簡単な語句や基本的な表現」とは、小学校学習指導要領の外国語に示されている語や連語、慣用表現、文を指している。その中から中学年という発達の段階に合ったものを適宜選択する。

話すこと〔発表〕

ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて、実物やイラスト、写真などを見せながら話す。話し手は、発表内容を明らかにすることができ、聞き手にとって分かりやすく情報を発信することができる。

イ 自分のことについて、人前で実物を見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

難しい語句や表現を暗記させて発表させることがないように注意する。

イ 内容

知識及び技能

(1) 英語の特徴やきまりに関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語の音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

思考力、判断力、表現力等

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で話したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

「思考力・判断力・表現力等」を育成するに当たり、「知識及び技能」に示す事項を活用して「聞くこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」の三つの領域ごと具体的な言語活動を通して指導する。また言語の働きに関する事項を適切に取り上げて指導する。

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成と内容の取扱いについては、次のような改善が図られた。第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意した上で指導計画を作成することが大切である。

- ・コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用できるようにする。
- ・言語活動で扱う題材については、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。
- ・外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行う。

(2) 障がいのある児童などへの指導

○ 外国語活動における特色

外国語活動は、「外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力」を育成することを目指すとしていることから、授業が音声中心で展開されることになる。このようなことから、特に音声による情報を処理することが困難な児童への配慮が大切になる。

○ 外国語活動における配慮

音声を聞き取ることが難しい児童の場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、外国語の音声を文字で書いてみせる、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮が考えられる。

3 Q & A

Q 1 外国語活動の目標や内容の中にある「身近で簡単な事柄」とは、具体的にはどのようなものですか。

「身近で簡単な事柄」とは、児童がよく知っている人や物、事柄のうち簡単な語彙や基本的な表現で表すことができるものです。

例えば、学校の友達や先生、家族などコミュニケーションを図っている相手、身の周りの物や自分が大切にしている物、学校や家庭での出来事や日常生活で起こっていることなどが考えられます。

Q 2 児童が主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するためには、どのような指導が必要になりますか。

外国語を使ってみようと感じられる、児童にとって身近で具体的な場面を設定します。その中で、「誰に」、「何のために」という「相手意識」や「目的意識」を持たせた上で、質問したり答えたりする必然性のある言語活動を展開することが必要です。

Q 3 外国語活動の時間、年間 35 単位時間を確保するための、高学年の外国語と同じように 10 分～15 分程度の短時間学習で実施することはできますか。

短時間の授業を行う際は、まとまりのある授業時間を確保した上で、両者の関連性を明確にして指導をする必要があります。したがって、年間 35 時間、週当たり 1 単位時間の外国語活動を短時間で実施することは、まとまりのある授業時間を確保する観点から困難です。

Q 4 学級担任が中心になって指導を行うのがよいと言われますが、それはなぜですか。

学習指導要領では、「学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施する」としています。初めて英語に出会う中学年の児童が、積極的にコミュニケーションを図りたいと思うためには、興味・関心のある題材や活動を扱うことが必要です。また、児童の気持ちをよく理解していて、より良い学習の環境を作り出すことも必要です。そのためにはやはり、学級担任の教師の存在は欠かせません。

また、外国語活動を専門に行う教師が授業を行う場合にも、学級担任と同様に初等教育や児童を十分に理解した上で授業を実施することが大切です。

Q 5 外国語活動での文字指導は、どのように行えばよいのでしょうか。

外国語活動では、アルファベットの読み方が発音させるのを聞いたとき、それがどの文字であるかが分かるようにします。文字の「名称」の読み方が発音されるのを聞いて、活字体で書かれた大文字や小文字と結び付けたりするなど、どの活字体を表しているのかが理解できるようにします。

楽しみながら身の回りのアルファベットに慣れ親しんでいくことをねらいとし、児童の文字に対する興味・関心が高まるように指導します。

第5章 総合的な学習の時間

1 改訂のポイント

基本的な考え方

- ・ 探究的な学習の過程を一層重視する。
- ・ 教科横断的・総合的な学習を通して、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連づけ、実社会・実生活の中で総合的に活用できるようにする。
- ・ 各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力（言語能力・情報活用能力など）を育成する。

目標の改善

- ・ **探究的な見方・考え方**を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。
- ・ 各学校の総合的な学習の時間の目標は、各学校の教育目標を踏まえて設定する。
 - * **探究的な見方・考え方**とは
各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、**広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、**実社会・実生活の課題を探究し、**自己の生き方を問い続けること。**

学習内容、学習指導の改善・充実

- ・ 各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい「**探究課題**」を設定するとともに、「**探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力**」を設定する。
- ・ 教科等を越えた**全ての学習の基盤となる資質・能力**を育成するため、課題を探究する中で次の学習活動が行われるようする。
 - ア 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動
 - イ 言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動

言語能力、情報活用能力、
問題発見・解決能力等

 - * 比較する、分類する、関連付けるなどの「**考えるための技法**」が活用されるようにする。
 - ウ コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動
- ・ 自然体験やボランティア活動などの体験学習、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れる。
- ・ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付ける。

2 指導計画の作成上の留意点

指導計画の作成

- ・ 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
- ・ 各学校では「全体計画」と「年間指導計画」を作成する。その中で、「目標」と「内容」を明確にするとともに、「学習活動」「指導方法」「指導体制」「学習の評価」などを示す。
 - * 総合的な学習の時間と各教科等の単元を関連付けた年間指導計画を作成することで、各教科等で育成された資質・能力と総合的な学習の時間で育成された資質・能力とが相互に関連付けられ、身に付けた資質・能力は汎用的な資質・能力として育成される。
 - * 探究するための資質・能力を育成するためには、一人ひとりの学習の特性や困難さに配慮した学習が重要である。配慮を行うに当たっては、困難さを補うという視点だけではなく、むしろ得意なことを生かすという視点から行うことにより、自己肯定感の醸成にもつなげることができる。

総合的な学習の時間で育成することを旨とする資質・能力

- 知識及び技能**…（知識）探究の過程を通して、自分自身で取捨・選択し、整理し、既にもっている知識や体験と結び付けながら、構造化され身に付けていくもの。概念となるもの。（技能）必要感の中で、注意深く体験を積んで、徐々に自らの力でできるようになり身体化されていくもの。
- 思考力・判断力・表現力等**… 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現するという、探究的な学習の過程において発揮される力。「知識及び技能」を適切に活用できるようになっていくこと。
- 学びに向かう力、人間性等**… よりよい生活や社会の創造に向けて、自他を尊重すること、自ら取り組んだり異なる他者と力を合わせたりすること、社会に寄与し貢献することなどの適正かつ好ましい態度として「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」を活用・発揮しようとする。

各学校において定める目標

- ①**探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行う**ことを通して、
- ②**よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する**ことを目指す。

(1) 知識及び技能 (2) 思考力・判断力・表現力等 (3) 学びに向かう力、人間性等

- ・各学校が総合的な学習の時間での取組を通して、どのような児童を育てたいのか、また、どのような資質・能力を育てようとするのか等を明確にする。
- ・国が定める第1の目標に示された二つの基本的な考え方(①②)を踏まえる。
- ・「育成すべき資質・能力の三つの柱」(1)(2)(3)のそれぞれについて第1の目標の趣旨を踏まえる。
- ・各学校が取り組んできた経験を生かし、各目標の要素のいずれかを具現化したり、重点化したり、別の要素を付け加えたりして目標を設定する。
* 中学校との接続を視野に入れる。

各学校において定める内容

- 各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい『**探究課題**』を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す『**具体的な資質・能力**』を設定する。

『探究課題』

目標の実現に向けて、学校として設定した児童が探究的な学習に取り組む課題。探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したもの。

- (例)・**現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題**… 国際理解、情報、環境、福祉、健康など。
- ・**地域や学校の特色に応じた課題**… 町づくり、伝統文化、地域経済、防災など。
- ・**児童の興味・関心に基づく課題**… キャリア、ものづくり、生命など。
* 児童にとって必然性のある学習課題の中で具体的な対象と関われるようにする。
* 必要に応じて、目標の実現に向けて指導計画を柔軟に運用する。

『具体的な資質・能力』

各探究課題に即して具体化され、教師の適切な指導により実現を目指す資質・能力。

- (1) **知識及び技能**…他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにする。
- (2) **思考力、判断力、表現力等**…探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにする。
- (3) **学びに向かう力、人間性等**…自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえる。

学習指導

- 児童の主体性の重視**… 学び手としての児童の有能さを引き出し、児童の発想を大切にし、育てる主体的、創造的な学習活動を展開する。
- 適切な指導の在り方**… 探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究的な学習となるように、教師が適切な指導をする。
- 具体的で発展的な教材**… 身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意する。

探究的な学習の過程を質的に高めるための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ・「**主体的な学び**」の視点… 学習に積極的に取り組むだけでなく、学習後に自らの学びの成果や過程を振り返ることを通して、次の学びに主体的に取り組む態度を育む。
- ・「**対話的な学び**」の視点… 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める。
- ・「**深い学び**」の視点… 探究的な学習の過程を重視し、学習過程の質的向上を目指す。探究的な学習の過程が充実することにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて多様な文脈で使える汎用的なものとなり、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養につながる。

体制整備

- ・校内の教職員が一体となり協力できる体制をつくる。
- ・確実かつ柔軟な実施のために、授業時数を確保するとともに状況に応じて適切に運用する。
- ・多様な学習活動に対応するために、空間、時間、人などの学習環境を整備する。
- ・保護者、地域の人々、専門家などの多様で幅広い教育力を活用する。

学習評価

- ・学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて定めた観点による観点別学習状況の評価を基本とする。
 - ・児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述する。
 - ・教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価を行う。
 - ・多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせる。
 - ・学習状況の結果だけではなく過程を評価するために、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施する。
- *児童自身が学習したことの意義や価値を実感できるようにする。

3 Q&A

Q1 特別活動の学校行事との関係において留意する点とはどのようなことでしょうか。

学習指導要領第1章総則の第2の3の(2)のエには「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」とあります。

下線部分に示されているように、総合的な学習の時間における学習活動というのが前提にあります。総合的な学習の時間では、探究的な学習活動となっていることがポイントとなります。その活動に要する時間を総合的な学習の時間としてカウントし、特別活動の学校行事の実施に替えることができるということになります。

例えば、自然宿泊体験学習が学校行事に位置付けられており、その事前学習として学校の周りの自然について調べました。さらに、宿泊先の自然についても調査活動をし、学校の周りや宿泊先の自然を比較する学習活動を行いました。この場合、これらの活動が探究的な学習活動となっていれば総合的な学習の時間として扱ってよいということになります。ただし、バスで移動する時間のレクリエーションなどは、探究的な学習活動とは言えないので、総合的な学習の時間として扱うことはできません。

Q2 プログラミングの体験を総合的な学習の時間に取り入れる際に気をつけることは何ですか。

学習指導要領総則第3の1の(3)には「(前略)あわせて、各教科の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること」とあり、学習指導要領総合的な学習の時間第3の2の(9)には「情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、(中略)プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること」とあります。

まず、各学校では、教育課程全体を見渡し、プログラミングを体験する単元を位置付ける学年や教科等を決定していく必要があります。総合的な学習の時間だけではなく、各教科等の特質に応じてプログラミングの学習活動を計画的に実施することが求められています。

また、プログラミングを体験すれば、それが総合的な学習の時間として扱われるわけではありません。総合的な学習の時間の中では、あくまでも探究的な学習の中において、プログラミングが取り入れられることが必要です。

Q3 障がいのある児童に対して、どのような配慮が考えられますか。

学習指導要領総合的な学習の時間第3の1の(6)に「障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とあり、児童一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を充実させていく必要があります。

例えば、様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮が考えられます。

指導内容や指導方法を工夫する際には、総合的な学習の時間の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

第6章 特別活動

1 改定のポイント

(1) 改訂の趣旨

これまでの特別活動の「成果」	さらなる充実が期待される今後の「課題」
児童が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。協働性や異質のものを認め合う土壌を育むなど、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育んできた。	「身に付けるべき資質は何か、どのような学習過程を経ることにより、資質・能力の向上につなげるのか」ということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態もみられる。



改訂の基本的な方向性
◇ 「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つを、指導する上での重要な視点を手掛かりとして、これまでの目標を整理 ◇ 「学級活動」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」を通して育成すべき資質・能力を三つの視点を踏まえ、明確化

(2) 改訂の要点

① 目標の改善

【特別活動の目標】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

⇒「知識及び技能」

- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

⇒「思考力、判断力、表現力等」

- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。⇒「学びに向かう力、人間性等」

◆ 手掛かりとなる三つの視点 = 「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」

人間関係形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点 ○ 年齢や性別等の属性、考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすような関係 ○ 学習過程全体を通して、「個人対個人」、「個人と集団」という関係性の中で育まれる
社会参画	<ul style="list-style-type: none"> ○ よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点 ○ 学校＝小さな社会であり、学級や学校の集団をよりよくするために参画することと、社会をよりよくするために参画することは、同じ視点 ○ 集団の中で、自発的・自治的な活動を通して、個人が集団へ関与する中で育まれるもの
自己実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点 ○ 自己の理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力、自己の在り方生き方を考え設計する力 ○ 集団の中において、共通して当面する課題を考察する中で育まれるもの

☆この三つの視点は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり、また同時に、これらの資質・能力を育成する学習の過程においても重要な意味を持つ

☆三つの視点は、相互に関わり合っていて、明確に区別されるものではない

◆ 特別活動の特質に応じた『見方・考え方』とは

特別活動の特質に応じた『見方・考え方』 = 「集団や社会の形成者としての見方・考え方」
○ 各教科等における見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に向けた実践に結びつけること

◆学習の過程が大切！

<p>「様々な集団に自主的、実践的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指す。</p>	
<p>様々な集団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○目的や構成が異なる様々な集団での活動を通して、自分や他者のよさや可能性に気づいたり、それを発揮したりすることができるようになる ○学級活動＝身近で基礎的な、生活を共にする集団活動 ⇒ 職場や家族につながる 児童会活動＝自治的な集団活動 ⇒ 地域社会における自治的な活動につながる クラブ活動＝同好の児童から構成される異年齢集団 ⇒ 地域社会におけるサークル活動や同好会につながる 学校行事＝大きな集団において、一つの目的のもとに行われる様々な活動の総体
<p>自主的、実践的に取り組む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学級や学校の生活をよりよくするための活動に全ての児童が取り組むことを通して、そのよさ、大切さを一人一人が実感を伴って理解することが大切
<p>互いの良さや可能性を発揮しながら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童一人ひとりを尊重し、児童が互いのよさや可能性を発揮し、生かし、伸ばし合うなど、よりよく成長し合えるような集団として展開 ○児童が自由な意見交換を行い、全員が等しく合意形成に関わり、役割を分担して協力するといった活動を展開する中で、所属感や連帯感、互いの心理的な結びつきなどが結果として自然に培われるようにする
<p>集団や自己の生活上の課題を解決する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見いだし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をすするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志をもって実現したりする ○次なる課題解決に向かうことの大切さに気付いたり、その方法や手順を体得できるようにすることが求められる

◆特別活動で育成を目指す資質・能力は？

<p>知識及び技能 (何を知っているか、何ができるか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合いの進め方、よりよい合意形成や意思決定の方法、集団活動における役割分担の方法などの理解 ○より良い人間関係とはどのようなものなのか、合意形成や意思決定とはどういうことなのかという本質的な理解 ○集団で活動する上での様々な困難を乗り越えるためには何が必要になるのかという理解 ○集団でなくては成し遂げられないこと、集団で行うからこそ得られる達成感があること、集団と個の関係についての理解 ○集団活動のよさ、社会の中で果たしている役割、自己の在り方や生き方との関連で集団活動の価値の理解 ○現在及び将来の自己の課題との関連における学習の意義の理解、課題解決に向けて意思決定し、行動することの意義の理解 ○将来、自立した生活を営むことと現在の学校での学習がどのように関わるかという理解、など
<p>思考力、判断力、表現力等 (知っていること、できることをどう使うか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係をよりよく構築していくために、様々な場面で、自分自身及び自分と違う考えや立場にある多様な他者と互いを認め合いながら、助け合ったり協力し合ったり、進んでコミュニケーションを図ったり、協働したりしていく ○集団をよりよいものにし、社会に主体的に参画したりしていくために、自分自身や他者のよさを生かしながら、集団や社会の問題について把握し、合意形成を図ってよりよい解決策を決め、それに取り組む ○現在及び将来に向けた自己実現のために、自己のよさや可能性を発揮し、置かれている状況を理解し、それを生かす意思決定することや、情報を収集・整理し、興味・関心、個性の把握などにより、将来を見通して自己の生き方を選択・形成すること、など
<p>学びに向かう力、人間性等 (どのように社会、世界と関わりよりよい人生を送るか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な他者の価値観や個性を受け入れ、助け合ったり協力し合ったりして、よりよい人間関係を築こうとする態度 ○集団や社会の形成者として、多様な他者と協働して、集団や生活上の諸問題を解決し、よりよい生活をつくらうとする態度 ○日常の生活や自己の在り方を主体的に改善しようとし、将来を思い描き、自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え、選択しようとする態度、等

☆特別活動で学んだことを人生や社会での在り方と結び付けて深く理解したり、これからの時代に求められる資質・能力を身につけたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようになることが重要

◆特別活動における「主体的・対話的で深い学び」とは？

主体的な学び	○学ぶことに興味関心を持ち、学校生活に起因する諸課題の改善・解消やキャリア形成の方向性と自己との関連を明確にしながらかみ通しをもって粘り強く取り組み、自己の活動を振り返りながら改善・解消に励むなど、活動の意義を理解した取組
対話的な学び	○児童相互の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方や資料等を手掛かりに考えることを通して、自己の考え方を協働的に広げ深めていく ○話し合いを通して他者の様々な意見に触れ、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりする
深い学び	○各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、新たな課題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりする ○「実践」を、単に行動の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉える ○それぞれの学習過程において、どのような資質・能力を育もうとするのかを明確にした上で、意図的・計画的に指導に当たることが、「深い学び」の実現につながる

②内容構成の改善

学級活動	○「(3)キャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりを明確になるようにした
------	---

③内容の改善・充実

学級活動	○「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」 → 集団としての合意形成 「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」 「(3)一人ひとりのキャリア形成と自己実現」 } 一人ひとりの意思決定 ○総則に「特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要」と明記された
児童会活動	○児童が主体的に組織をつくる ○運営や計画は主として高学年の児童が行うが、学校の全児童が主体的に参加できるよう配慮 ○児童会活動では異年齢集団交流を、生徒会活動ではボランティア等の社会参画を重視
クラブ活動	○同好・異年齢の集団→児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動
学校行事	○小学校では自然の中での集団宿泊活動を、中学校では職場体験等の体験活動を重視

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

①特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

- 学校の創意工夫を生かす
- 学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮する
- 各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る
- 児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにする
- 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する
- 特別活動の授業時間数について適切な全体計画を作成する

②学級経営の充実と児童指導との関連

- 学級には多様な児童がいることを前提に、学級での児童との人間的な触れ合い、きめ細かい観察や面接、保護者との対話も含め、一人ひとりの児童を客観的かつ総合的に理解していく
- 学級経営と児童指導の関連を図った学級活動の充実が、いじめの未然防止の観点からも重要

③幼児教育との接続及び関連

- 生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、幼児期の学びの特性を踏まえながら、小学校教育へ円滑につないでいくことが重要であり、そのための教育課程の編成、実施上の工夫を行うことが考えられる

④障がいのある児童など学習の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫

- 相手の気持ちを察したり理解することが苦手な児童には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を後退して相手の気持ちを考えて、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや、「イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする
- 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの回り方についての指導をする、 など

3 内容の取扱いについての配慮事項

(1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

①児童の自発的、自主的な活動の効果的な展開

- 学級活動の「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」、児童会活動、クラブ活動
＝児童の自発的、自主的な活動を特質としている内容
- 「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」「(3)一人ひとりのキャリア形成と自己実現」
＝教師の指導を中心とした児童の自主的、実践的活動を特質としている内容
- 自分たちで決まりをつくって守る活動の充実
※特定の児童が非難されたり、一部の児童に有利な決まりが決定されたりすることがないよう配慮
※決まりを守ることの大切さや、様々な理由で決まりを守れない状況が生まれる場合もあること、それを温かく認めることも時には必要であることに気づくことができるようにしていくことが大切

②ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導

- 「主に集団の場面で必要な指導や援助を行う「ガイダンス」と、一人ひとりが抱える課題に個別に対応した指導を行う「カウンセリング」の双方により、生徒の発達を支援すること
＝生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を促す働きかけとしての両輪と捉えることが大切

③異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視

4 入学式や卒業式などにおける、国旗及び国歌の取扱い

- 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする

5 Q & A

Q 1 特別活動の指導過程の例は？

- 例えば、学級活動(1)「学級や学校における生活づくりへの参画」では次のような指導過程が考えられます。

「問題の発見・確認」 ⇒ 「話し合い～合意形成」 ⇒ 「実践～振り返り」

- また、学級活動(2)「日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」や(3)「一人ひとりのキャリア形成と自己実現」では次のような指導過程が考えられます。

「問題の発見・確認」 ⇒ 「話し合い～意思決定」 ⇒ 「実践～振り返り」

Q 2 特別活動における評価において、大切なことは？

- 特別活動の評価において、もっとも大切なことは、児童一人ひとりのよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など生きる力を育成するという視点から評価を進めていくということです。活動の結果だけでなく、活動の過程における児童の努力や意欲などを積極的に認めたり、児童のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切です。